

---

平成25年 第16回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 2 日)

平成25年12月15日 (日曜日)

---

議事日程 (第 2 号)

平成25年12月15日 午前 9 時00分開議

日程第 1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（12名）

1番	平田 信將	2番	黒木 徳勝
3番	後藤 晴一	4番	平山 賢治
5番	山田 英敏	6番	林 威範
7番	安丸眞一郎	8番	花等 順子
9番	平田 一成	10番	森田 勝典
11番	山内 剛	12番	長野 正明

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 今村 敏則

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	佐藤 嘉洋
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	山本 浩
税務課長	……………	東 義一	健康福祉課長	……………	渡邊 康弘
地域振興課長	……………	久次 桂二	産業課長	……………	矢野 孝一
建設課長	……………	重松 俊一	子ども課長	……………	大浦 克司
会計課長	……………	須山りつ子	生涯学習課長	……………	福永 康雄
住民課長	……………	川原 久明	総務課企画監	……………	高良 朝子
総務企画係長	……………	田中 豊和	財政係長	……………	平田 栄一
監査委員	……………	棚町 和幸			

開議 午前9時00分

○議長（長野 正明） 皆さん、おはようございます。早朝より傍聴においでいただきましてありがとうございます。庁舎の改修工事にあわせて、今回は大会議室が議場となっております。非常に議員席も近うございますので、臨場感のある議会を体験できるんじゃないかと思っております。

それでは、ただいまから平成25年第16回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いします。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（長野 正明） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております、7番、安丸眞一郎議員、中央演壇からお願いします。再質問については発言席からお願いします。安丸眞一郎議員。

#### 7番 安丸眞一郎議員 質問事項

1. 県道上高橋野町線の早期改修について

2. 職員数削減と人件費について

○議員（7番 安丸眞一郎） 改めまして、おはようございます。先ほど議長が申されましたように、庁舎の耐震化の関係で、足元が悪い中、また寒い中、早朝から傍聴に来ていただきまして、まことにありがとうございます。議席番号7番の安丸眞一郎です。議長の許可を得ましたので、通告のとおり、安全・安心のまちづくりの観点から、2点について質問を行いたいと思っております。

まず初めに、山隈集落内を通る県道上高橋野町線についてであります。

この路線の改修については、これまでも地元からの要望や一般質問などで出されていると思いますが、子供たちがより安全に安心して通える環境を一日でも早くつくるということを強く受けとめていただきたいと思います、今回質問させていただいております。

私は、12月5日と11日に、小中学生が通学する時間帯の朝7時半から8時までの30分間ではありますが、調べてみました。路側帯も片側だけしかない、あの狭い幅員の道路を通勤などで先を急ぐ車が116台行き交っております。2日間とも同じような数字でありました。

県土整備事務所の資料によると、県道上高橋野町線の通行量は12時間で1,154台というふうになっております。このデータは、平成17年4月の資料ですから、現在、若干ふえているかと考えられます。先ほど申し上げましたように、通学時間帯の朝の30分間に、この12時間のうちの1割強の116台の車が行き交っておるわけです。このように危険と隣り合わせの中を

児童や生徒は、毎日通学している状況です。このことは、町長もいつもその時間帯に通られますので、現状は十分承知してあるというふうに思っております。

本郷基山線と交差するR I C前の交差点には、毎日地元の見守り隊の方々や交通安全協会の方によって、安全に通学できるように子供たちを見守っていただいているので、幸い今のところ事故には遭っておりませんが、交差点における車同士の事故は、これまでも幾度となく起こっております。いつ子供たちが、この事故に巻き込まれるかもわかりません。事故に遭ってからでは遅いです。そのためにもバイパス工事を急ぐ必要があると考えますが、現在、松崎山隈線付近でストップしている県道のバイパス工事の進捗はその後どのようなになっているのか、また高速のトンネルから本郷基山線への工事について町としてどのように考えてあるのか問うものです。

以前、県の工事は、同時に2本までしかできないということも聞いておりますが、懸案でありました十文字交差点の改良工事も終わっております。どうか児童生徒が安心して通学できる通学路確保のためにも、一日でも早く取り組みをしていただきたい、また県への働きかけも取り組んでいただきたいというふうに考えているところであります。

次に、2点目の職員削減と人件費について質問を行います。

安丸町長は就任以来、自立可能なまちづくりのため、これまでいろんな行財政改革を取り組まれております。その1つに、職員数の削減がありますが、町長が就任された平成20年1月30日、平成19年度の当時の職員数は107名であります。平成21年度は99名、町長2期目となる平成23年度は92名、そして昨年度が88名、ことしは、今年度は83名と、町長就任1期目の平成19年と比べてみると、24名もの職員が減少していますが、一方、人件費を見ますと、107名の職員がいた平成19年度が人件費全体で約9億8,500万です。平成21年度、99名の職員で約9億3,650万、昨年度が88名の職員で、約9億3,100万、毎年収入が多かった職員の方が定年退職をしているわけですから、当然職員の平均年齢も下がり、人件費も職員数の減少に比例して下がっていてもおかしくないというふうに考えているところであります。

しかしながら、見てみますと、正規社員は年々減ってきておりますが、常勤の嘱託職員や臨時職員がふえ、いわゆる非正規化が進んでいるためではないでしょうか。ここ数年の具体的な数値を上げてみますと、平成23年度、一昨年、職員92名ですが、常勤の嘱託職員、臨時職員を合わせてみますと、140名の全体的な職員数になるわけです。昨年度は88名の職員ですが、57名の嘱託職員、臨時職員の方が雇用され、合わせて145名となっております。平成25年度を見てみますと、先ほど申し上げました83名の職員数であります。67名の嘱託職員、臨時職員、トータル150名というふうになっております。この数字から見ても、職員数削減による人件費の削減に必ずしも結びついていないのではないかと、このように考えておりますが、どこ

に問題があるのでしょうか、町長のお考えを問うものです。

以上で、第1回目の質問を終わります。

なお、答弁によっては発言席から二次質問を行いたいと思います。

○議長（長野 正明） それでは、答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、安丸議員の質問にお答えをいたします。

まず、1番目の県道上高橋野町線であります。

この路線は、上高橋から山隈の中を通り筑前町へ抜ける県道であります。バイパス整備による拡幅工事は平成18年の改良工事を最後に、事業は休止しております。平成18年、道路用地の地権者と用地交渉に同意が得られず工事休止となりましたが、大分自動車道までの事業再開に向け、県への要望活動として、地権者に工事承諾書への署名をお願いしているところであります。

御質問の山隈集落内を通る県道上高橋野町線は、一部拡幅されている部分はありますが、狭小な道路幅員でございます。通勤・通学の時間帯は交通量も多く、町としても県に道路改良工事を要望しているところですが、道路の両側に人家が建ち並び、現在の道路を拡幅するとなれば、かなりの時間と費用がかかると思われます。

安丸議員が指摘のとおり、山隈地区内では、とにかく何とかしてほしいという要望が強いというのはよく承知しております。また、山隈地区では、農地圃場整備事業も計画しておりまして、大刀洗川左岸沿いにバイパスを計画し、本郷基山線に接続する線形をとれば、圃場整備事業にあわせて道路用地を確保することができるし、かなりのスピードで工事が進むのではないかと、そういうふうにも思っております。

ただ、圃場整備が今計画の段階で、何年から始まるとか、そういうことははっきりわかりませんので、そこ辺の難しさがあるんですけれども、とにかく土木事務所にバイパスの整備を強く要望していきたいと、そのように思っております。

実は、この質問が出る前でしたけれども、1週間以上前ですね。土木事務所の所長にお会いして直接要望を、私が行って、いろいろ話をしたんですけれども、とにかく用地ができればすぐにやるという、そういう話でした。

それで、帰ってきて、担当のほうに聞きましたら、12名の地権者のうち、11名は承諾を受けてるそうです。ですから、あと1名、そこさえできれば、もうすぐに着工すると。

ただし、それは高速道路路までですね。高速道路から先は、さっき言ったように、ちょっとまだなかなか簡単にはいかないと思います。どっちにしても、これは、先ほど言われたように、十文字の交差点の改良工事も終わったし、それから大堰のほうでやってきました、甘木からつながってくる部分、あれ何、すぐ忘れるんだが、（「一木来春線」と呼ぶ者あり）そうです。そちらのほうも大体めどがついておりますので、次のところを集中的にやれるような体制をぜひりたいと、

そんなふうになっているところでもあります。

2番目の職員数削減と人件費について。これはなかなか頭の痛いところで、私もずっと日ごろから悩んでいるところでもあります。先ほど安丸議員が指摘されましたように、私が就任した年度、19年度の職員が107名でしたが、本年の4月では83人ということですから、数にして24人、率にして22.4%の削減となっております。このような正規職員の減に対して、総人件費が思うように減っていないのは、指摘されたとおりであります。

その原因としましては、1点目に、学校給食調理業務の非正規職員化に伴い、嘱託職員・臨時職員を採用したことによる人件費の増、また2点目に、特定の技術を有する職員の退職に伴い、少なくなった土木技術職、農業土木技術職、建築技術職などの専門職員を指導育成するため、それぞれの専門分野の退職者を非正規職員として雇用したことによる人件費の増などが考えられます。

なお、議員の質問にあります、安易な嘱託・臨時職員の雇用拡大になっていないかということですが、平成26年度に向けて、全ての課・局・係から非正規職員の要求書を提出させ、査定を実施することにしております。

正規職員数や業務内容を勘案しながら精査するなど、必要な非正規職員数を把握することに努め、適正な非正規職員の配置に努めていく所存であります。

これは、後ほど後藤議員の質問にもありますので、そこでも詳しく説明しますが、実は国からもらってる交付税がリーマン・ショック後1兆円プラスされておったんです。余りにも少なくなると景気が悪くなると。これが来年度から減額されるということが決まっています。

それで、そうなると、それだけで多分、簡単に言えば、大刀洗町でいえば多分1億円以上マイナスになるんですね。

それから、19年度までは交付税をもらってない団体、不交付団体が全国で140団体あったそうなんですけど、24年は47団体まで減ってるそうです。ということは、ずっと私が就任したときから言ってきたように、多分交付税をまともに今みたいにもらえなくなる時期が来る、ずっとそう言いながらいろいろやってきたんですけど、現実になりつつあるということです。

ですから、来年度は相当厳しくなるということを覚悟して予算を組まなければなりませんので、今の指摘されました非正規職員等もかなり厳しくチェックをしていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 再質問があればどうぞ。安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） それでは、再質問させていただきますが、県道上高橋野町線の関係、特に高速までの工事については、今町長が直接、県土整備事務所のほうに申し入れというか、要

望も含めてお話されたということですから、かなり、12名の地権者に対して11名が同意を得てということで、地元の議員としても、できるだけそこら辺の協力要請なりを今後進めていって、早急に高速までの工事は取り組んでいただきたい、かかれるように私たちも頑張っていきたいというふうに思っております。

ただ、高速から本郷基山線の県道までの接続については、町長の答弁の中にもありましたけども、今現在、大刀洗北部地区、いわゆる山隈の圃場整備事業について具体的な、地権者が集まったの話が進められておるところでありますし、これは産業課を中心としたところではありますが、県道となりますと、当然建設課がかかわりが出てくるわけです。

そういう中で、やはり縦だけの取り組みじゃなくて、やはり横の取り組みが今後、連携が特に必要になってくると思います。できるだけそういうバイパス工事の高速から県道までの工事もあわせて、地元地権者としても考えながらいきたいというふうには思っておりますし、また役場としても、そういうことも県土整備事務所のほうにできるだけぜひ働きかけをしていただいて、申し上げますように、こういったこの種の工事は長期にわたるわけですけれども、できるだけ一日でも早く完成ができるように取り組みを進めていただきたいと思っております。

県道上高橋野町線については、以上で終わりたいというふうに思います。

2点目の職員数の削減と人件費の関係であります。町長が今言われましたように、調理員の庁舎内への受け入れ等々で、やはりなれない業務に携わってある方が、まだ数名いらっしゃるというふうに思います。

ということは、必ずしも職員一人一人の働き方というか、そういうところにもいろんな個人個人の不安や悩みの中で取り組まれているという、要望されているというふうに思っておりますが、以前も、ちょうど1年前、定年退職が5名出る中で質問させていただいたわけなんです。やはり業務の見直し、洗い出し、それから業務改善というふうに、そういう取り組みをする中で、少なくなってきた職員でもやれる住民サービスと、それを維持向上させるということをして、たしか町長も答弁されているというふうに思っておりますけれども、そういう調理員の庁舎内受け入れ等を含めて、全体的な職員の個々のスキルアップのためのOJTとか、そういったことは具体的に、今現在取り組まれているんでしょうか、お尋ねします。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、人件費については、非正規の部分というのが結構ふえてきている部分であります。先ほど申しましたように、まずそれを今後どうするかという部分では、ことしから取り入れる、事前の人件費についての各課、局、係からの聞き取りというところで精査していきたいと思っておりますけれども、一方で、おっしゃるとおり、ただ減らすだけではなくて、職員の



スキルアップということが伴わないと、やはりその分の業務に、行政サービスに迷惑をかけてしまうところがございます。

そうしたところで、今までも職員研修には力を入れておりますけれども、特に最近そういったところに力を入れておまして、外部から、ただ、今まで国、県から来たところの情報処理というか、目の前の仕事を処理するだけの能力というところが、以前の市町村という部分では重視されていたかもしれないですけれども、自分で物事を考えて、自分で課題を見つけて、解決していくというふうな能力を生かすために、そういった形成のための研修というものも本年度、年明けて計画しております。

あと、やはりタイムマネジメントといいますか、まずは自分でどこまで目標を持って仕事をして、そのために逆算して、どのように仕事をしていくかというふうな発想を取り入れようということで、先日そういったタイムマネジメントというところの書評を書かれてありますけど、を多数出されております佐々木常夫さんという、繊維の株式会社東レのほうで活躍された方ですが、そういった方をお招きして、特に一職員というよりも管理職ですね。やはり管理職がそのマネジメント能力を高めていかなくてはいけないということで、先日管理職中心の研修を開いたところでございます。

あと、現実的なシステム関係で言いますと、事務事業データベースということで、昨年まで取り組んでおりました業務改善の部分で、いろいろ出てきました業務の見直しという部分をデータベース化して、それをシステムに取り込んで、誰でも見れるようにするような形というもののシステムを本年度中に発注して、来年度からそれを運用開始するというような形で、人的能力アップと、さらにシステム関係での調査という事業であります。

さらに、査定で、業務見直しをした上で、必要な業務を洗い出して、そして必要なニーズを当てていくというふうな多方面からの取り組みを今後考えているところでございます。

以上、安丸議員の御質問の回答とさせていただきます。と思います。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 今のOJTとそういったスキルアップについては、よく理解ができました。

先ほど町長、来年度から交付税が1億程度下がってくると、危機感、そういうことをおっしゃいましたが、どうでしょうか、管理職の中で、そういった危機感について、同じような情報共有といいますか、危機意識というのを全体化されているんでしょうか、町長だけの思いなんですか、そういったところをお尋ねします。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 安丸議員の質問にお答えしますけども、町長は常々申されておりました。

て、人口が減っているところにぴんと来る職員がいないかもしれん。そこら辺をもうちょっと敏感にやってくれということ、ずっと朝の会議なんかでも言われますし、それは、私たち管理職として、先ほど副町長が申しましたように、タイムマネジメントなりそういったところで実感を持ってしていく必要があるかというふうに思っていますので、全職員というか、課長たちにも、その辺のことを理解していただくように、そういうふうに思います。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） ありがとうございます。やはりしっかり全職員が一丸となってやっていると、もちろん住民サービスの維持向上も大事なことですけども、健康に十分注意しながら、住民のために頑張っていただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○議長（長野 正明） これで、安丸議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 次に、6番、林威範議員、中央演壇からお願いします。再質問については発言席からお願いします。林議員。

#### 6番 林 威範議員 質問事項

##### 1. 高齢者の社会参加、今後の要介護者対策について

○議員（6番 林 威範） 改めまして、おはようございます。6番、林威範です。それでは、高齢者の社会参加、今後の要介護者対策について質問をいたします。

個人的なモットーといたしまして、質問は30秒以内でと、いつも思っているんですが、今回の質問の内容につきましては、ここにおられる全員で考えていきたいと思っておりますので、簡単に背景を説明してから入りたいと思います。

皆さん御承知のとおり、日本全体で人口の減少、超高齢化が進んでいます。支える側の人口は減少していますが、支えられる側の人口は急増をしています。それにより、社会保障の仕組みは制度疲労を起こしつつあります。特に、その中の介護に関しましては、2025年問題と言われています。

これは、日本の人口で最も多い団塊の世代、昭和22年から昭和24年生まれの方々が75歳になる年です。前期高齢者と言われる65歳から74歳の方々の介護保険を使っている方は4%ですが、75歳を超える後期高齢者の方々の介護保険を使っている比率は29%というデータがありますので、2025年以降の要介護者が急増することはデータの上からも明らかにわかることとございます。2000年に始まった介護保険は、当初3.6兆円の費用がかかっておりました。それが今は9.4兆円、2025年には20兆円になるというふうに予測がされております。

そこで、国は、介護保険法を改正し、抜本改革に着手をしております。非常に簡単に言いますと、改正項目が大きく4つ、1つ目が、利用者負担の増加、2つ目が、食費などの補助の打ち切り、3つ目が、施設入所基準の厳格化、それと今回質問の内容に当たりますが、4番目が、軽度者向けサービスの市区町村への移管です。

介護保険のサービスには、要介護1から5の方に向けた介護給付と要支援1から2の方に向けた予防給付がありますが、その予防給付の中の訪問看護と通所介護を市区町村が2015年から担うことになっております。

日本の介護保険は、大風呂敷を広げ過ぎというふうに指摘をされ続けました。ドイツや韓国では、介護保険がありますが、要介護者、日本で言う要介護者3以上の方しか受けられない、そんな状況なのに、日本は非常に枠が広いということになっております。

今回の改正案の中には、段階的に介護者の見直しというふうな記述がありますので、今回の改正は、今後始まるサービスの縮小、自治体が担う範囲拡大の第一歩というふうに予測がされます。

そこで、1番目の質問は、町はこの制度の変更、さらに国が目指す住みなれた地域で最後まで過ごすという地域包括ケア体制の整備についてどのように考え、取り組んでいく予定なのか問うものでございます。

次に、2つ目の質問ですが、介護予防と地域おこしを絡めた取り組み、介護支援ボランティア制度についての質問です。

介護支援ボランティア制度とは、要介護者へのボランティアに参加した方の介護保険料を下げたり、ポイントをあげたりすることでボランティアへの参加、高齢者の社会参加を促すものです。東京都の稲城市から始まったこの取り組みは、今では福岡市、北九州市、久留米市でも取り組まれておりますが、我が町での導入を考えたことがあるか問います。介護支援に参加いただいた方に、例えば町の商工会が発行しているくらし得々商品券などを渡すと、高齢者の社会参加や地域内での循環も促進されて、メリットのほうが私は大きいと考えますが、町長の考えはいかがでしょうか。

いずれにしても、今回の改正では、市町村の施策形成能力が問われています。国や県の方針を参考としつつ、それだけにとどまらない、将来を見据えた市民参加を基本にした行政と地域住民が一体となった取り組みが必要となってきます。

以上で、第一次質問を終わります。答弁を聞いて、再質問をいたします。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、林議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の地域包括ケアシステム構築を目指した今後の要介護者対策についてということでありまして。

地域包括ケアシステムとは、厚生労働省が提唱している、地域の包括的な支援・サービス提供体制のことです。先ほど議員が指摘されましたように、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・予防・生活支援が一体的に提供される社会を目指すものでございます。

当町では、高齢者対策として、地域包括支援センターを設置し、地域の高齢者の心身の健康維持、保健・医療・福祉の向上と増進のために、必要な援助・支援を包括的に行っております。

また、大刀洗町社会福祉協議会を事務局として、要援護者見守りネットワーク協議会を設置しており、行政区長・民生委員・老人クラブ・社会福祉協議会・町の健康福祉課などを構成員として、高齢者・障害者が安心した生活を継続できるよう関係機関が連携して、要援護者の安否確認・支援ニーズの分析などを行っております。

このような活動を通して、今後多職種の協働による個別ケース（困難事例など）、この支援のために地域ケア会議を開催するとともに、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有し、課題解決に向けて、保健・医療・福祉などの専門機関や住民組織・民間企業などによるネットワークを連結させて、地域包括ケアシステム構築に向けた基盤整備を行い、政策形成、事業計画などに活用していきたいと考えております。

次に、2点目の御質問ですが、介護支援ボランティア制度の導入について。介護支援ボランティア制度は、地域支援事業費、介護給付費の約5%でありますけれども、これを利用して行う事業でございまして、一般的には介護支援ボランティア活動の実績に応じてポイントを交付するなど、高齢者の社会参加・地域貢献活動を支援する制度であると認識しております。

当町では、地域支援事業費について、現在、介護予防啓発デイサービス事業や、紙おむつ給付事業、配食サービス事業、健康運動教室などを実施しておりますが、その中でも、デイサービス事業における福祉協力員さんなどが介護支援ボランティアとして活動しておられるところでございます。

しかしながら、今後、いわゆるポイント制を導入するとなると、当然費用などの負担が伴ってまいりますので、町としては、他の先進事例などを調査しながら、ポイント制導入の可否も含め、今後の事業の見直しなどを検討してまいりたいと考えております。

来年度から介護度1には、御存じのとおり、町でやりなさいということになってます。これから、やっぱり町が生き残っていくため、自立して残っていくためには、ここら辺のお年寄りの方をどう面倒を見ていくかというのはえらい難しいというか、それが一番の課題だと思うんですね。これまでは若い人がお年寄りを支えるというか、そういう仕組みがずっと続いてきたけれども、これからは、やはりお年寄り同士で支え合うとか、そういう仕組みも考えないといけないだろう

と思います。

けさのテレビで見ましたけれども、たまたま鹿児島県の一番下の佐多岬、あそこの地域が限界集落といいますか、物すごいちよっとお年寄りばかりで、結局は面倒を見るのが難しいといえますか、地域で。お年寄りをみんな集めて、公民館で一緒に泊まらせて、一緒に食事をさせるとか、そういうこともやってますね。ですけれども、それもなかなか難しいようです。まだ大刀洗町は、そこまで急には行かないにしても、やはりいろいろこれから考えてやることは多いと思いますね。

ですから、私が就任したときから、やはり自立するためには地域づくりをやらんといかんということで、それも取り組んできましたけれども、まだまだ理想的な形にはなっていないけれども、町がどうせえ、こうせえというのではなくて、地域でいろいろやっていただくような仕組みをつくってもらいたいと、そんなふうに思っているところでございます。難しい問題はいっぱいありますけど、皆さん方と協力して、しっかり取り組んでいきたいと、そのように思っていますので、どうかよろしくお願いします。

○議長（長野 正明） 再質問があればどうぞ。林議員。

○議員（6番 林 威範） 介護支援ボランティア制度については、今十分回っているということで、ポイント制については今後考えたいということですが、私も地域のミニデイとかにたまに行かせてもらうんですけども、そこでも非常に皆さんたち無償奉仕で頑張られて、非常においしい料理をつくっていただいたりしてるんですね。

ただ、もう少したつと、その人たちが全部介護される側に回ってしまうんですね。来ていらっしゃるって、ボランティアされてる方も割かし高齢化が進んでいて、そこから下がほとんどいないんです。60代の前半だったり、もしくは50代の方とか、ほとんどおられないんですね。その方たちを今の段階から早目にボランティアという形で、介護支援というところで、地域おこしの一つを担っていただくところで、今のうちから啓蒙をしていかないと、間に合わないと思うんですけど、そのきっかけの一つとしてポイント制度というふうに私は考えてるんですが、今はよくても、今後がだめだと思うので、早目に何か新しい手を打ったほうがいいと思うんですが、その点についてはいかががお考えでしょうか。

○議長（長野 正明） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） 健康福祉課長の渡邊でございます。ただいまの林議員の御質問でございますけれども、確かに林議員が言われるように、大刀洗町の特に南部のほうについては相当高齢化が進んでおりまして、今後老老介護というような形がだんだん出てくるのではないかと思います。

それと、現在、先ほどボランティアのお話がありましたけれども、今はある程度高齢の方も就

業されてる、働いておられるんですね。それで、地域でボランティアに出るといふ方が、そのことについても、やはり少なくなっているということになりますので、先ほど町長のほうのお話にもありましたように、うちのほうとして今考えているのは、やはり地域包括支援センターをもう少し拡充したいと考えております。やはり行政の手をある程度入れていかないと、なかなか地域単独では難しい形になってくるのではないかと考えております。

それで、先ほど町長の話にありました小地域会議というような地域で会議を持つてる部分がありますので、そういう地域の個別の問題等、そちらで取り上げながら、今後の施策のほうに生かしていきたいと考えておるところです。

それで、もう一つ、ポイント制、介護ボランティア制度については、地域支援事業費を利用して、どこの市町村も行っておりますので、費用をどうやって捻出するかというところが、まず最初の導入のところの検討になると考えておりますので、今後、現在行っておる事業のほう等を見直ししながら、近隣の市町村、だんだんポイント制がふえてますので、十分考えていきたいと考えています。

以上です。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） ポイント制については、確かに一番最初は費用がかかると思うんですね。

ただ、その費用をかけた分だけ介護保険への負担者が減っていたりとかする自治体も多数ありますので、しっかり調べられてからやっていただきたいと思います。

それと、答弁の中で、見守りネットワークだったり、安否の確認とかが答弁の中でありますが、例えば校区の集まりとかに行くと、あそこの家には誰々さんが1人でいて、あそこは高齢者2人で住んでてとかいうふうなことを身近な方たち同士では言うんですけども、それは町全体で、今何人ひとり暮らしがいて、今後どんな推移でふえていくだろうというのは、そういうデータとかはあるんでしょうか、町全体で集めたりはしてるんでしょうか、ひとり暮らしの方とかですね、数を。

○議長（長野 正明） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） ちょっと今私のところ、手元にはありませんけど、要援護者、先ほどのそういうところでの名簿づくり等は進めておりますので、支援の必要な方についての名簿づくり等は内部で進めているところなんです。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） 埼玉県に和光市というところがあるんですが、そこは2003年から介護保険事業計画というものをされていて、非常に要介護の認定率が低いところで有名なんで

すね。全国的に65歳以上の方の17%ぐらいが要介護、介護保険を使ってるんですけども、その和光市は10%ぐらい、ですから全国平均に比べて4割ぐらい低いんですね。そこは、2003年から今後の介護に関しては物すごく問題になるということで、早目に手をつけられてまして、各地区の高齢者のひとり暮らしだったり、二人暮らしの方たちを徹底的にデータを集めて、今後どの地区のひとり暮らしがふえるとか、要介護の認定者、例えば要介護1が今何人いるから、来年は何人になるとか、そういうデータも全部ばっちり出して、そのためにはサポーターが足りないの、サポーター支援講座がこれだけ必要だとか、非常に計画的に、緻密にされてるところがあるんですね。ホームページで、そのプラン見れますので、ぜひ見ていただきたいんですけど、その介護の資料だけで、この町の総合計画よりも分厚いぐらいあるんです、200ページぐらい。一度見ていただいて、何となく高齢者がふえるから、何となくサポーターが必要だよねというようなことではなくて、しっかりデータをとっていただきたいと思いますが、町のほうでも1回集めていただいていいですか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 確かにもう少し頑張らんといかんなところがあります。

ですが、去年、今ずっと各地で体操をしてもらってます。お年寄りの方にね。それは自衛隊の体育学校の先生だった方が指導していただいているんですけど、その方に去年の秋ごろ、とにかくお年寄りの方を10人ぐらい集めて、試しにやっていたいたんですね、どのぐらいの効果があるか。そしたら、つえをついてる方が要らなくなったり、それから正座できなかつた人ができるようになったり、明らかに効果があるということがわかりましたので、今年度から事業費を組んで、各地で体操をやっていただいております。非常にこれは好評でして、今で3期目になってますけれども、1回、2回やった人がずっと続けてやりたいというようなことで、集まってやっていただいているようですから、そこら辺でも大分違ってくるだろうと思うんです。

ですから、指摘されてるように、もっとデータもきっちり集めんといけませんけれども、とにかくこれから介護になるべくなならないような対策をとるというのは非常に大事だと思って、取り組んでいるところであります。その体操はずっと続けてやるつもりでありますから、すぐに効果が出るとは思いませんけれども、かなり期待をしているところでございます。議員が指摘された、いろんなそういうデータを細かくこれからチェックをするようにします。

以上です。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） 何か事業をしたときに、例えば赤十字でプールの事業とかがありましたよね。あれも最初に予算が出て、幾らかかるかというのはわかるんですけど、その予算を投資してやったことによって、例えば介護料が幾ら下がったとか、どんな方に役に立って、その方

たちは、例えば介護支援2だったけど、1になったとか、そういうところがなかなかわからないんですよ。何かやってることはいいと思うんですけども、そのやった結果によって、例えばどうなってるという変化がなかなか私たちには見えないし、そこが見えないと、なかなかボランティアとかも参加しようと思えないかもしれないので、やることはいいですけど、やる予算もなくなってくるじゃないですか。なので、その辺もしっかり考えながら、データもとりながらやっていていただきたいと思います。

それと、ちょっと最後になるんですけど、先日、広川町にてPPP・PFIの勉強会がありました。そこで、どういうところで民間のお金と行政のお金を合わせながら、民間にどう協力してやっていくかというところの話があったんですけど、山口県の山陽町、今、山陽小野田市になりましたけど、そこは高齢者の住まい、ケアハウスをPFIでやってたりするんで。民間のお金を生かすということも考えながら、健康福祉課が例えば社協に一任とかじゃなくて、住民課の方たちも、そういうところもあわせながら町ぐるみで全部やっていていただきたいと思います。

可決はされていませんが、住民協議会の議案が出ていますので、その対応に関しては、今後、避けて通れない、絶対大切な部分になると思いますので、住民の皆さん方たちとも一緒に考えながら行動していけるような取り組みをしていただければと思います。まずは、そのデータとか推移とかを考えていただければと思います。

○議長（長野 正明） 答弁が要りますか。渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） 今、林議員が言われたことを政策等に生かしていきたいと思えます。

それと、来年福祉計画等を、社協のほうと一緒につくっていきたくて考えておりますので、その際には住民の方からの意見も十分に取り入れながら作成していきたいと思えますので、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） ちょっと同じことの繰り返しになるかもしれないんですが、林議員の言われますとおり、介護保険、福祉の部分については、健康も含めてですけども、正直言いました、なかなか人を相手にするということ。目の前の仕事というのは担当課長でやってもらっていると思うんですけども、一番大事な実情をつかむというか、町としての全体としてのいろいろ必要な数字なり、そういった部分というのがなかなかつかみ切れてないところがあると思うんです。特に、介護についても介護保険の広域連合に入っているというところで、どちらかというと、そういうところによりかかっている部分があって、独自に数字をとろうというふうな努力が欠けている部分があるかと思えますので、まずこれから、先ほど話が出ておりましたけれども、必要な、十分なデータをとって、地域包括ケアシステムについても内部的に、小さい規模については



大きな器をつくるよりも、既に今ある会議を連携して、有効に活用して、器をつくるよりも、既にある会議を有効に活用しながら、違ったところに、現場のほうに力を入れるべきじゃないかという意見もあったり、もしくはまずは器が必要じゃないかという意見があったりという、内部的にも、実はちょっとまだはっきりしていないところがございます。

そういったところは、まずデータをとって、うちの町がどういう必要な状況にあるのか、どっちのほうに進むべきなのかというところをちゃんと把握した上で、今後進めていきたいと思しますので、この分については、ちょっと報告だけしておきたいと思えます。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） はい、わかりました。くどいようですが、和光市では、その要介護者のデータがばっちり出ている、今後の介護保険料の見込みまで出てるんですね。予算がどれだけ組めるかとか、どれだけ負担をしてもらわないといけないかとか。9月議会でも高齢者に関する質問をさせてもらったんですけど、そのときは、国が決める決まりは、町では介しないというような答えをいただいたんですが、今回の要支援1、2の方に関しては、国がどう言おうが町がしないといけないとなりましたので、町独自でしっかりやっていっていただけるように、その辺のところにも、一住民として協力していきながらやっていきたいと思えますので、逃げずにしっかり考えながらやっていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（長野 正明） これで、林議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 次に、3番、後藤晴一議員、中央演壇からお願いします。再質問については発言席よりお願いします。後藤議員。

### 3番 後藤 晴一議員 質問事項

1. 平成25年度の施策推進の見通しは
2. 予算編成方針を問う

○議員（3番 後藤 晴一） おはようございます。3番、後藤晴一でございます。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

さて、私の質問事項でございますが、大きく2項目あります。

1項目めが、平成25年度の施策推進の見通し、2項目めが、平成26年度の予算編成方針について、町長に質問させていただきます。

さて、1項目めですが、平成25年度も健全財政化を推進される中で、施策方針が立てられ、自立のまちづくりに向かって町政に取り組まれていることは、よく承知をしているところでございます。本年度も幾つかの柱立てのもと、施策施行がなされ、既に9カ月を過ぎようとしており

ます。

そこで、主な施策事業について、進行状況、今後の見通しについてお伺いするものです。

さて、1点目の質問ですが、災害発生に備えての庁舎の耐震改修工事が実施されております。今盛んに工事が行われておりますが、これは災害対策本部強化を図ることが大きな目的であり、役場庁舎は、災害時には災害対策本部を設置する等、防災拠点としての位置づけがされております。順調に進んでいるのか、お伺いしたいと思います。

次に、2点目、6月にオープンいたしました大刀洗斎場についてでございます。

このことに関しては、町民の方々の関心が強いものがありまして、その運営状況をよく私も問われることがあるわけでございます。まだオープンして半年でございますが、成果、今後の見通しなど、お考えがあれば、と思います。

次に、3点目でございますが、農業と商工業振興、特に町内で経済が循環する仕組みと民間主導の企業誘致の支援が見られました。まさしくこのことは自立のまちづくりの大きな念願であり、扉でもあります。25年度に新たな成果、展開があれば、お示ししたいと思っております。

特に、民間主導の企業誘致についてでございますが、これはどのように進行しているのか、私の勉強不足かも知れませんが、非常にわかりにくい点がございまして、現状を御説明いただきたいと思っております。

次に、4点目でございますが、本年度当初、施策に対応する組織改革が行われました。3年経過すれば、このあたりは改善された等、見えてくるものがあると思っております。これは、特に住民サービスにつながったということが現段階であれば、お示ししたいと思っております。

次に、2項目めの質問をさせていただきます。

平成26年度予算編成作業を取りかかっておられることと思っておりますが、当然に規則に定めがありますように、町長の予算編成方針が示されていることと思っております。この編成方針について伺うものであります。

1点目でございますが、予算編成方針作成時には、国、県の情報をしっかりと収集することが前提であり、当然御認識のことと思っております。本町の財政の多くは、交付金、交付税、国・県支出金に大きく依存している状況です。このことから、国、県の方針が本町の財政に大きく影響することは当然であります。現段階での試算で、施策施行、財政規模に大きく影響を及ぼすと思われるものがあればお示しをいただきたいと思っております。

次に、2点目でございますが、1項目めの質問にも出ました自立のまちづくり、経済が循環する仕組みを町長はお考えですが、そこには今後を見つめたものであり、自主財源の確保をどうするかにつながって考えておられることと思っております。そこで、当面の26年度は自主財源の確保について、もちろん滞納金対策を含め、お考えを伺うものです。

3点目になりますが、第4次大刀洗町総合計画、これは2009年から18年、10年間で策定されております。今中期に至り、5年を経過しようとしております。大刀洗をよく見詰めた、よくできた総合計画と、私も感心をいたしております。

しかしながら、時代の変遷、環境の変化、財政上の変化により、施策の現状とだんだん隔たりが大きくなってきているのではないかと思います。後期の計画については、実施計画でのカバーが必要ではないかと私は考えるわけでございます。お考えをお聞かせ願いたいと思います。

第1回目の質問はこれで終わりますが、補足質問等は発言席から行わせていただきます。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、後藤議員の質問にお答えいたします。多いから大分時間がかかりますが、よろしくお願ひします。

まず、1点目です。

災害発生時に備えての庁舎の耐震・改修工事はどうかということですが、8月の臨時議会で承認いただいた大刀洗町役場本庁舎耐震改修工事の11月末進捗状況について、当初に計画した工程26%に対し、実施工程が23%と、3ポイントおくれている状況でございます。

これは、東日本大震災復興事業のため、十分な作業員確保が困難であったり、役場という施設の性格上、振動や騒音がする作業は、土・日・祝日で実施するという制限があり、また、作業員も日曜日は体を休めたいということなどもあり、工程が若干おくれております。

なお、毎週、施工業者と監理業者の3者で定例会議を行い、工程表を提出させるなど、工事が円滑に進むよう、進捗状況の把握に努めているところでございます。

次の2点目の質問です。

大刀洗斎場の運営は順調かということですが、本年6月の営業開始以来、11月までに19件の葬儀を施行してありまして、現在のところでは、当初見込みよりも下回るのかなという感じがあります。月に3件程度ということになってます。

葬儀社の営業は特殊なもので、なかなか難しいものがございます。口コミによって多くの方に御利用いただくことが一番だと思っておりますので、今後とも皆様方の御協力を賜りたいと考えております。

これまで、ただ、利用していただいた方には大変喜んでいただいておりますので、そういう利用の方がよかったよというのがだんだん広がればよいなと思っております。特に、議員の皆様方、御協力をよろしくお願ひします。

次に、3点目の質問で、農業と商工業振興、民間主導の企業誘致についてはということですが、これは、まず農業振興では、「経営所得安定対策推進事業」や「農地・水保全管理支払交付金事業」、「大刀洗北部地区県営土地改良事業」などの推進、また商工業振興につきましては、「住

宅改修補助事業」や「プレミアム付商品券発行事業や軽トラ市の支援」などを行ってありまして、ハード、ソフト面のいずれも、国・県の補助事業を活用し、町単独事業を有効に絡ませ、施策遂行に当たっているところをございまして、その結果、現時点では、地元の御理解と御協力を得ながら、順調に推移しているものと思っております。

次に、民間主導の企業誘致とは、民間企業が開発している大刀洗西部工業用地に関することを指しておられると思いますが、この地域は全体面積が約12ヘクタールあり、そのうち約4ヘクタールの造成が既に完了いたしております。

現在、その1区画に柳川合同運輸株式会社が事業所を建設しておりまして、今後は、残りの8ヘクタールにつき、今年度中に農振除外などの手続を行う計画にしております。

なお、予定どおり農振除外の手続が完了すれば、数社の企業が進出する予定でございまして、数十名の新規採用が見込めるなど、雇用機会の確保、また固定資産税を初めとした自主財源の確保など、町にとってかなりの効果が見込まれます。

町としましては、県の企業立地課と随時情報交換を行っておりまして、今後とも県、開発業者と協力しながら、企業誘致を推進してまいりたいと考えております。

まだ、企業を公表するわけにはまいりませんが、今開発をした残りの8ヘクタール、こちらができれば、かなり大手の会社が来るということは確定しているようであります。今のところそのくらいしか言えませんけれども、インターから非常に近いということもあって、立地条件としてはいいんですけれども、ただ、残念ながら最近では、何と申しますか、生産をするようなと申しますか、そういうのがなかなか来ないんですね。ちょっとおくれて残念だったんですけど、北野の結構いい会社、アイスマンという会社は、震災の影響で、物すごく仕事をたくさん抱えて、とにかくすぐ来たいということでしたけれども、もう間に合わなかったんですね。そういうこともあったりして、生産をしてくれるようなところというのは、案外少ないんです。流通関係とか、そういうのばかりなんですね、大体。

だから、そうじゃなくて、もっと違うのにしてくれと、民間業者には言ってますけど、なかなかこちらの思うどおりにはいかないというのが現状であります。

次に、4番目に、組織改革は順調に機能しているかという御質問であります。本年7月に実施した機構改革では、未就学児から義務教育までの子供たちを一体的に支援する「子ども課」の設置、地域コミュニティの強化を目的とした「地域振興課」の設置、健康支援施策と医療施策の一体的推進を目的とした「健康福祉課」の所管事務の見直しを行ったところでございます。

子ども課設置の成果としましては、保育園・小学校の巡回相談や要保護児童対策において、さらに連携が図られるなど、保育園と学校の距離感が近くなったことがあげられます。今後は、これらの目的達成に向けて、さらに子供支援の充実を図りながら、家庭や地域を巻き込んだ子育て

支援体制づくりを目指していきたいと考えております。

次に、地域振興課については、「なお一層の地域コミュニティの強化を図る」観点から組織づくりを行ったところですが、地域防災や地域情報化の面も含めて、行政区と校区の一体的な地域づくりを進めておりまして、現在、行政区長や校区役員の方々からいただいている御意見や御要望などを整理し、豊かで生き生きとした地域コミュニティづくりが展開される仕組みを研究しているところでございます。

次に、健康福祉課においては、特定健診などにつき、補助金の情報や医療情報などの共有が円滑に行われておりまして、今後は、医療の実態把握や住民の健康指導などにおいて、より積極的な取り組みができるものと考えております。

いずれにしましても、機構改革から5カ月程度でございまして、順調に機能しているかといった成果の検証については、まだできておりません。これから徐々に成果が出てくるというふうに期待をしています。

そして、今機構改革をしたところから、この工事で、席がえもできないような状態で、やっとならば変えたというか、そんな状態ですから、もう一つというところはあるかもしれませんが、これから頑張っていきます。よろしく申し上げます。

続きまして、予算編成方針を問うについてであります。1点目の本町は交付税・交付金・国県支出金への依存度が大きい。国、県の方針とその影響はどうかということですが、まずは当町の平成24年度一般会計決算の概要から申し上げますと、財源構成は、自主財源が36.4%であるのに対し、依存財源は63.6%となっております。

なお、地方交付税については、全体の30.1%、また依存財源の53.7%を占めていることから、当町の財政については、国・県の地方財政に関する動向に影響を受けやすい構造となっております。

本年8月に策定された政府の「中期財政計画」では、「経済成長と財政健全化の両立を目指して、2015年度までに、2010年度比の赤字の対GDP比を半減すること、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引き下げを目指す」と示されております。

また、12月4日に、政府の「2014年度予算編成の基本方針」原案が示されましたが、その中には、地方交付税に1兆円上乗せする「別枠加算」について、速やかに廃止する旨が示されております。

ちなみに、この「別枠加算」とは、リーマン・ショック後の地方自治体の税収不足を補う対策として、平成21年度に導入されたものでございます。

その一方で、総務省が8月末に示した、平成26年度の財政計画では、地方交付税交付団体を初め、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額については、平成25年度の地

方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保すると言っております。

総務省の平成26年度地方交付税概算要求総額は、1兆6千761億5千万円で、前年度に比べて3,009億円、1.8%のマイナスにとどまっておりますが、国の予算編成は、財務省主導となることが想定されます。

地方交付税の算定においては、産業振興実績加算の復活なども見込まれますが、いずれにしても、地方交付税総額については、総務省の概算要求を大きく下回ることも推測されるところでございます。

続きまして、福岡県における当初予算要求の基準について申し上げます。

建設事業費の項目では、補助及び単独公共事業は、県債と一般財源を合わせた地方負担額ベースで、平成25年度当初予算額の100%を基準としております。

しかしながら、政府予算の動向や予算編成配分見通しなどを踏まえながら、編成過程で規模を決定していく方針のようですので、現段階では不透明な状況にございます。

こうした国・県の状況を踏まえると、地方交付税については大幅な減額、町税や譲与税などについては横ばいでの推移が見込まれるところでございまして、当町のような財政力指数が低い自治体にとっては厳しい状況が想定されます。

以上のことから、当町としましては、来年度の予算編成方針について、シーリングなど、従来と異なる方式を導入することにしております。

その内容としましては、まず、人件費、扶助費、公債費を除く経常経費については、平成25年度当初予算を基準に、原則マイナス5%で算定すること。また、安丸議員の質問でも答弁しましたように、非正規職員については、正規職員の人数や業務内容を勘案しながら、その必要性を精査し、適正な配置を行うこととしてしているところであります。

次に、2点目の質問であります自主財源の確保をどうするかということですが、「税」は町の財政を支える根幹でありまして、「自立のまちづくり」を推進していく観点からも、町の自主財源である税収の確保のため、税収対策をさらに充実させていくことが重要であると考えております。

滞納者に対しましては、従来からの取り組みを強化するとともに、効果的、かつ効率的な徴収体制のあり方について、再検討していく所存でございます。

なお、本年7月からは、国税局OBである滞納整理指導員を配置しておりまして、徴収吏員への困難事案に対する指導、また、差し押さえ・搜索など、滞納処分などの法的措置の強化を図っております。

また、ライフスタイルの変化により、時間的に余裕のない納税者への利便性を高めることを目的に、来年度から、コンビニエンスストアへの収納委託による徴収業務を実施することとしてお

ります。

次の3点目です。

総合計画も中期に至り、今後の実施計画はどうかということではありますが、実施計画につきましては、従来は、当初予算が議決後に、その予算額に基づき作成しておりましたので、中期的な方針に沿った内容にはなっていないところもありました。

そういうことを踏まえ、平成26年度の実施計画からは、当初予算の査定前に実施計画書（案）を作成することとしまして、その計画書（案）を活用しながら予算査定を行えるよう、実施計画書の策定期間を改めたところでございます。この改善により、「実施計画書」が、より将来を見据えたものになるよう期待するところであります。

総合計画に謳う各種施策の推進に向けて、より有効で、実行可能な実施計画を作成・活用しながら、今後とも、住民福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で、後藤議員の質問に対する答弁を終わります。

済みません。抜けておりました。自主財源をどうするかというところですね。

町税以外にも、町営住宅の家賃収入や保育料、下水道使用料についても滞納がございますので、それぞれの関係課に滞納額の縮減を指示しているところであります。

さらに、新たな自主財源として考えておりますのが、小中学校の校舎など公共施設の屋上の貸し付けやふるさと納税における謝礼の提供、広報誌やホームページへの広告掲載、公共施設への広告枠の貸し付けなどでございます。

公共施設の屋上の貸し付けについては、太陽光発電パネルを設置し、売電することで収入をふやそうとする企業が見受けられますので、そういった企業に対し、屋上を貸し付けることで、使用料収入をふやすということを考えております。

参考に言いますと、福岡県では平方メートル当たり100円以上、久留米市では300円以上で貸し付けているようであります。

現在、当町でも、どれだけの面積が貸し付けられるか調査中でございまして、今後は、関係課による内部協議を進めてまいりたいと考えております。

「ふるさと納税」における謝礼の提供については、近隣自治体を初め、多くの自治体が既に取り組んでいるのは御承知のとおりでございます。当町としましても、特定の金額以上の寄附がある場合は、JAPANsgを活用するなど、町の特産品を提供する方向で検討を進めております。寄附をされた方に感謝の気持ちを伝えるだけでなく、町の情報発信や地域経済への波及効果も期待できます。

当町でも、特産品の提供を行い、町外の方からふるさと納税をたくさんしていただけるよう、その動機づけとなることを期待しているところであります。

広報誌・ホームページへの広告掲載、公共施設への広告枠貸し付けなどについても、まだ検討段階でございますが、関係課による内部協議を進め、町有財産の有効活用、またさらなる自主財源の確保に努めてまいる所存であります。

抜けておりまして、済みません。自主財源の確保のところですよ。

○議長（長野 正明） 再質問があれば。後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 庁舎の耐震改修工事のことなんですけれども、現在、鋭意進められていることは、状況を見ればよくわかるんですけれども、先ほどの説明では、3ポイントほどおこなっておるということで、これはいろんな状況でおこなっているんであろうかということはおわかります。

1つは、これは8月の臨時議会で承認を得られたわけなんですけれども、この耐震工事等の設計は24年度に行われましたですね。基本設計ですね。24年度ぎりぎりだったと思います。

そして、工事に取りかかれたのが10月から、期間的には来年度の5月ぐらいまでかかるというようなことなんですけれども、この10月になってようやく耐震工事に手がかけられたと、この辺のことが、この後の説明にございましたけれども、基本的なところは、どうして基本設計、実施設計から10月というか、半年以上たってこういうふうになったのか、その辺をちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（長野 正明） 平田係長。

○財政係長（平田 栄一） 総務課財政係の平田と申します。よろしくお願ひします。まず、庁舎の耐震改修工事につきましては、当初国の国庫補助金を活用しまして耐震補強をするように考えておりましたけれども、まず耐震診断の段階で評価取得を当初考えておりませんでした。

それで、国の補助金をいただくためには評価取得が必要になった関係で、どうしてもそれを、その耐震診断が終わった後に、さらに評価取得のための委託業務を行う関係が出てきましたので、その関係で、どうしても実施設計関係のほうがおこなわれてきた関係でございます。

そして、工事につきましても、8月の末に議会のほうで、議会承認いただきましたけれども、工事にかかりましたのが実際10月でございますして、約1カ月ほど間があいた関係でございますけれども、実際業者のほうでも資材関係を確保するためにも大体1カ月ほど、建築関係につきましてはその程度の時間がかかっておるようなタイムラグがございますので、このように若干工事の施工がおこなわれたような次第でございます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） この工事の発注が10月になったということでお尋ねしましたけれども、やはりこういう工事というのはいろんな補助金との関連とか、いろいろありましようけれ



ども、これはおくれればおくれるほど、入札条件というのは厳しくなると思います。

また、業者の関連も、先ほど業者の確保というのが困難であるということも答弁のほうにございましたけれども、おくれればおくれるほど、これは厳しくなるわけです。というのが、これは自治体とか、悪いくせで、どうしても事業が年度末に持ってくるというのが、いろんな業者の方が重なります。そうすると、やはり入札段階という条件も悪くなる。

それから、あと1つは、これは町民の生活、これを安全に守るための災害対策本部の拠点とするということでございます。そうなれば、やっぱり一刻でも早く本部体制というか、そういうのを築いて、一刻でも早く工事が終わるように、住民サービスがスムーズに進むよう、展開するような方向で考えてもらうのが普通であるかと思います。国、県の補助金をいろいろと利用してというのは、健全財政上、やむを得ないと思いますけれども、やはり何事にも住民サービスを第一に考えるのが私は本当の姿ではないかと思いますが、そのあたりはどうなのでしょう。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 後藤議員は元市役所だから、よく御存じと思っておるけど、言われたとおりです。私ももっと早くできないのかと、ずっとそういうことでハッパをかけておったんですけど、なかなか思うように進まなかったというのが現状です。これからもあることですから、みんな気をつけて頑張るように指導していきたいと思っています。

先日も、副町長が話しましたが、タイムマネジメントというか、どうしても官庁関係は、そこら辺のことが弱いですね。やりさえすればいいというか、これをいついつまでにとかというのは余り考えないです。だから、これからはそういうところもきっちりやっていくような体制にしていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（長野 正明） 平田係長。

○財政係長（平田 栄一） 後藤議員の御質問にお答えしたいと思いますけれども、先ほど申しましたとおり、まず国庫補助金をとりにいくために耐震診断並びに評価取得の関係でございまして、耐震の評価取得につきましても、業者のほうが大学の教授との打ち合わせを行うことがございまして、大学まで行くための出張関係及び数回にわたって打ち合わせをする関係で、どうしても評価取得の関係がおくれていった関係でございまして。

その評価取得がない限りには、実施設計がどうしても進まなかったという関係で、今年度の6月の補正で耐震改修工事の予算を計上させていただいたような次第でございまして。6月末に予算を通していただいた関係で、その後の8月の入札という形になってきた関係で、申しわけございませんけど、そういう形で、業者との評価取得関係は主なところでちょっと時間を食ったということで、工事の発注がおくれていったような感じでございまして。当然住民サービスの、福利厚生、福祉のためにも早急にこういう耐震工事は進めるのが当然で、わかっておりますけれども、先

ほど申したとおり、評価取得関係で進捗がおくれていったような事態でございます。申しわけございませんでした。

以上でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 済みません。ちょっと補足という形で答弁させていただきます。

災害対策本部を設けるという庁舎について、迅速に進めるべきというところは、まずそれはだつたろうと思いますけど、まずそのことについては真摯に受けとめたいと思います。

あと、もうちょっと説明させていただきますと、まず国の補助金というものを評価取得の現時点で扱うということになれば、2,000万ほどそれが充当されるような形でございます。また、そのころ国の補助金を、これを使うためには、町としての全体的な耐震化計画というのをつくらないといけないということがございます。

まず、実は耐震化計画というものが町としてのがございまして、そもそもは県内の市町村である程度耐震化計画ができてる中で、これをつくらないところが県の建築指導課のほうから話がありました。それをつくることによって社会資本整備総合交付金2,000万が充たるところがありまして、お金もありますけれども、計画の整備がそもそも必要ではないかというところがあったところが事実でございます。

ちなみに、言いますと、この2,000万については、全国的にも報道されました復興財源の、いろいろこれは違うところへ振り向けられているんじゃないかという、これは全国的な、当然うちの町としてはそういう意識はございませんが、県のほうでもそういったプレス改良をというお話があって、そのほうにのらせてもらおうと思ったんですが、結果的に昨年度末、国のほうの予算で、復興財源の流用ではないかという世間の批判を受けて、ちょっと町としてははしごを外されたような形ではございましたが、この補助金については使わなかったということがございます。

ただ、計画策定というところが、さらに別件であったということは補足させてもらいたいです。

以上でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 手続上のいろんな段階的なものもあると思います。その中で、また補助金もいかに確保するかと、そういう問題がございます。

しかし、先ほど言いましたように、耐震化の機能本部を創設するというのであれば、早く、何よりも先に住民の福祉を大事にしていきたいと。それは、今工事も順調に進んでいるようでございますので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、2点目の大刀洗斎場の問題です。

これは、先ほど言いましたように、住民の方は非常に関心を持っております。どこへ行っても、齋場はどげんなりよると、同じ質問でございます。私が思うに、やはり民間の業者もおられますし、周辺にも齋場、いろいろあると思います。

そういう中で、我が町は大刀洗齋場というか、株式会社を設立して、町長も経営者の立場からいろいろ御苦勞もあると思いますが、そういう中で、町長がおっしゃる齋場で、いろいろ利益を出して福祉に還元するというような最初のお考えであります。今もそれは変わらないと思います。そうであれば、やはりある程度の営業、これは必要かと思えます。

ただ、非常に民間圧迫とか、そういう問題もありますし、非常に難しい点はあると思います。

しかし、最後の目的を達するためには、やはりPRは必要ではないかと考えますが、そのあたりはどうでしょう。

○議長（長野 正明） 高良企画監。

○総務課企画監（高良 朝子） 総務課企画監の高良でございます。ことし6月に開始いたしました齋場の部分、事務の担当をさせていただいております。先ほど後藤議員のほうから御指摘の営業については、どういうふうになっているかというふうな御質問でございますが、こちらにつきましては、まず大刀洗町のホームページのほうにバナー広告を利用いたしまして、齋場の御案内を載せております。

また、広報が必要ということで、チラシを開設して1カ月ほどたちまして、新聞折り込みを利用いたしまして、チラシのほうを1万2,000枚ほど配布をさせていただいております。

また、今月12月の半ば、今週ぐらいになるかと思えますが、仏壇店のほうから要望がありまして、こちらの仏壇セールとかけ合わせて齋場のPRのチラシを、また新聞折り込みで配布をするようにしております。

それと、別件でございますけど、商工会作成の大刀洗町の電話帳がございますが、こちらのほうにも広告ということで、別途、帯の部分に掲載をしております。

それと、ことし町のほうが取り組んでおります「くらしの便利帳」、こちらのほうにも齋場の案内を載せるように今準備を進めているところでございます。

それとあと、先ほどおっしゃってございました個別訪問につきましては、一部の地区につきましてはちょっと回らせていただいておりますが、チラシを配布するまでで、なかなかいかがですかということで、直接のお話はなかなかしづらい部分がございますが、随時今後も営業活動を回っていきたくと考えております。

なかなかこういった民間の経営、また特に特殊な齋場の運営ということで戸惑いもございますが、利用者の方のお声を聞いて、よりよい施行に努めていきたくと思っております。随時できるところから改善も進めております。

まず、施設への部屋のほうの改修、手すりをつけたり、ドアの改修を行ったり、また斎場施行に当たってまして街灯が暗いというふうな御意見もございましたので、駐車場には街灯も9月に改修いたしまして、明るくけがないような駐車場ができております。

また、斎場のほうの入り口がわかりづらいということで、運動公園がちょうど入り口になりますけども、そちらのほうの案内板の設置をさせていただいております。今後も利用者の方からのお声を大事に聞き取りまして、随時よりよい葬儀の提供のために取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） よろしいですか。後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 今PRをいろいろされてると、これは私もよく承知しております。

しかしながら、私は、小郡のほうに行く機会が多いわけですがけれども、あそこの上岩田ですか、幾つかあります。しょっちゅう葬儀があつてるとして気になってしょうがないんですが、私のそのたんびに大刀洗斎場のことが気になってしょうがないんです。ここはよくありよるなという感じで、いつも見てるわけです。

そういうことで、PRはされよります。確かにホームページなり、それから折り込みもありました。また、利用された方も、先ほど町長がおっしゃったように、非常に施設的には充実してるというようなことも聞きます。

しかし、それは実際に利用されなければ、それこそ初期の目的は達成されないわけですから、その辺は今後の課題としていろいろ研究をしていただきたいと思っております。

次の1つ、商工業の推進、それと民間主導の企業誘致でございます。

特に、民間主導の企業誘致、これについては、先ほど町長から答弁いただきましたけれども、こうして聞けば、ああ、進んでるなという感覚は我々も受けるわけです。

しかし、町民の方にどう伝わるかというのは非常に難しいと思っておりますね。必ずあそこを工事しよるとあるばってん、あれは何など、その辺が町民の方に伝わっておりません。大刀洗が工業団地とか何とか大きく広げて、大々的にこうやれば、それはすぐ町民の方もそこに関心が集中してよくわかると思っておりますけれども、そのようなところが何か、せつかくそういうふうに進んでおればもっと何か、企業名は出せれないとしても、何かPRの方法は、町民に対する安心感といいますか、大刀洗はこんなふうに進んでるんだ、発展してるんだというようなことを、もったいない話です。そういうことをお考えになったらどうかと思っております。この点はどうでしょう。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） お答えいたします。

確かにPR不足であるかもしれませんが、一度だけ町内の大刀洗町の広報誌につけただけですから、余りみんな広報誌見てないんでしょうね。見られた方は多分わかると思うんですけど

も、もうちょっと考えてみます。

○議長（長野 正明） 矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） 町長が今おっしゃったように、広報には出ておりますし、ホームページにも出ております。また、具体的にある程度決まりましたら広報等、またパンフ等で、町民の皆様方に周知をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 業者名とか何とか、いろいろ公表するところも何か難しい面もあると思いますけど、どういう方向に動いているか、広報にも載りましたけど、とにかく町民の方にそのあたりが届くような広報を考えていただければ。私は、せつかくやってあることを、あれは何もなかばいとか言われんごと、その辺はしっかりやってほしいなと思います。

それから、組織のことについてもちょっとお尋ねしましたけど、まだ半年ですから、それは難しい面もあると思います。

しかし、これ私、前にもちょっと質問をさせていただいたことがあるんですけど、やはりコミュニティ形成、この辺がどう、自治振興のほうで動いてあるのはよくわかるんですけども、これは一度事業仕分けの中でも出ましたけれども、やってる割には、それに参加というか、対象が少ないとか、今までも出てきました。今も就業センターを中心に行われておりますので、私が思ってる、どうしても、先ほどのいろんな問題の中でも、包括支援の問題の中でも出ましたけど、いわゆる地域という概念が、どうしてもそういうきめ細かいところになると、行政区単位になります。校区単位で動かれてもいいと思いますけれども、その辺も今後考えていっていただかないと、校区センターでそういう体操、あるいはいろんな、確かに目に見えてくるものがあります、最近は。いろんな行事が進んでおると思います。

しかし、対象の方がどれぐらいあるかというのが、進めてあるところはちゃんと把握して、それをどういう方向に持っていけばいいかと、そんなことを今後、私どももやっぱり考えにやいかんし、地域としても考えにやいかんし、行政のほうとしても、指導体制をどうするかということも考えてもらわなきゃいけないと思います。そのあたりは今後の問題ですが、何かそういう対策が、考えがあればお願いします。

○議長（長野 正明） 久次地域振興課長。

○地域振興課長（久次 桂二） 後藤議員の御質問にお答えいたします。

地域コミュニティの強化に向けて、これまでさまざまに取り組みを行ってまいりました。先ごろ、12月、今月に入りまして、実はふるさと財団、東京に本部のある組織があります。こちらのほうから、プロの地域再生の方に3日間お越しいただきまして、大刀洗町の現状を見ていただ

き、またその内容の提案会といいますか、その3日間の報告会が先日開催をされました。

その中で、さまざまに大刀洗町の取り組みに対して評価をいただきましたけれども、まだまだ課題があるということで、幾つかの御指摘並びに政策提言をいただいております。そういった提言を26年度の事業の中にどういうふうに盛り込めるかというところを、今研究をさせていただいているところでございます。

この中には、実施ができるかどうかわかりませんが、総務省の事業として集落支援員という制度もあるようでございますから、こういった区長さん方の活動を支援する体制づくりについても検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） やはりその辺のことを質問されると、通告もないところも大分出ておりますので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと来年の予算編成の中で、国の方針と県の方針、いろいろありまして、非常に町村としては非常に難しい面もございませうけれども、その中で自主財源をいかに確保するかという問題があります。先ほど聞きますと、25年度予算の5%減で事業を考えるというようなことございませう。

そういう中で、私は、滞納金は、ここがやっぱり一番ポイントではないかと思ひます。直接担当してある人は、非常に苦勞されてると思ひます。滞納金を回収するのに。やむを得ない事情もありませう。

しかし、これは、ここを放っておくと、膨れ上がるばかりです。それと、全体の町民の方に及ぼす、いわゆる税金を納める不公平感、これも重なってきます。どうかこのあたりはきちんと認識して、滞納金の現状維持なんて言うたらちょっとおかしゅうございませうけれども、1つでも、1歩でも2歩でも減らす方向で、やっぱり努力していただきたい。それには滞納金というか、体制に対する費用が要るとばいというような声も聞こえます。

しかし、将来のことを考えれば、そういう組織体制をしっかりやって、住民の方に対する納得のある、行政は進めていただきたいと思ひます。しっかりした法整備、どうしても滞納金の対応。

○議長（長野 正明） 後藤議員、残り時間5分です。

○議員（3番 後藤 晴一） そういう問題が大体出てきますので、そういう組織的な対応を執行部のほうで考えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（長野 正明） 東税務課長。

○税務課長（東 義一） ただいま後藤議員の滞納者に対するの対応という形で、滞納金が増加することじゃなくて、減少の方向へというご質問ですけど、先ほど町長の申し上げる中でもあり

ましたが、今年の7月から国税局のOB滞納整理指導員を配置いたしまして、差し押さえ関係と滞納者に対する対応について、実際やっております。

それで、今まで長期滞納しておられた滞納者に対しては、諸税の呼び出し等を促して、今後の滞納金に対する納税関係について、直接滞納者の方と窓口相談で、今までのやり方とは違った方法で、先ほどありましたように、いつまでこの滞納金についての対応するのかというふうな形の中で、生活状況関係の中にも入り込んで、納税者との相談をいたしております。

それと、先ほども申しましたように、今後滞納者に対しては差し押さえ等を駆使していきながら、納税意識を向上させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 済みません。お時間を。あわせて補足ですけれども、この国税局OBの方は最初徴収担当だけだと思います。いずれも、将来的になる可能性があるということで、全職員対象に納税や徴収に対する心構え、法律のこと法令に関わらず、そういった部分についても研修を行っております。今後もこれは、また重ねていきたいと思っております。これは、補足で御説明させていただきました。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） いろいろ取り組んであることはよくわかりました。

しかし、私が思うように、町民の方にどうしても不公平感を与えないような方向で考えてもらいたい、体制づくりをやってもらいたい、そういうことでお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（長野 正明） これで、後藤議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） ここで、議場の時計で11時まで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時48分

.....

再開 午前11時00分

○議長（長野 正明） それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、8番、花等順子議員、中央演壇よりお願いします。再質問については発言席からお願いします。花等議員。

8番 花等 順子議員 質問事項

1. 不登校・ひきこもり対策

○議員（8番 花等 順子） 皆さん、こんにちは。8番、花等順子です。本日は、不登校とひきこもり対策について質問をいたします。午前中では終わりませんので、じっくりやらせていただきます。

何らかの事情で学校に行きたくても、通学できない不登校者や学校を中退してしまった人たちの数は、少子化の中にあっても増加傾向にあり、そのことは深刻な社会問題の一つとなっております。子供の不登校については、1992年、平成4年以前には登校拒否と呼ばれ、どちらかといえば親の育て方や子供のわがままといった個々の家庭的要因の問題と捉えられていました。

しかし、当人は学校に行くのを拒否しているのではなく、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因や背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状態にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いた者を不登校と言っております。

具体的な数字を見ていきます。

平成23年の文部科学省の調べによりますと、小学生で約2万3,000人、中学生で約9万5,000人、高校中退、退学者数が5万4,000人です。平成9年度以降、年間10万人を突破し、平成19年度はおよそ13万人となり、小学校で298人に1人、中学校で34人に1人の割合になっております。

多くの自治体では社会的要素や発達障害との関連などを考慮し、スクールカウンセラーを配置したり、親の会をつくったり、適応指導教室を設けたりと、さまざまな対策がとられ、平成24年度は11万2,000人ほどとなり、出現率が改善の方向に向かっておりますが、学校に行けないことで悩み、苦しんでいる子供や家庭、家族は、まだまだ大勢いらっしゃいます。

本町においても20年ほど前から徐々にふえ始め、中学校では1クラスに1人ほどいると言われていました。近年においては、小学校にも不登校児がいる状態です。不登校対策は、早期対応が急務です。完全不登校になると、学校との接点が少なくなり、改善が難しくなります。不登校の3割程度が引きこもりに推移すると言われており、早目の手当や支援が大切と考えます。教育委員会では、不登校児や生徒の把握はなされていることと思いますが、その対策はいかがでしょうか。マンパワーは足りておりますでしょうか。

次に、ひきこもりについて質問いたします。

ひきこもりとは、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6カ月以上続けて自宅にひきこもっており、統合失調症（精神分裂症）やうつ病などの精神障害が第一の原因とは考えにくいものと定義されております。

このような生きづらさを抱えているひきこもりの数は、平成22年の内閣総理府調査によると、70万人を超えると言われるということです。これは、当人や家族の危機であると同時に、社会



基盤を揺るがしかねない、大きな社会問題でもあります。

最近、ひきこもりのことが新聞やテレビによく取り上げられています。目にした方も多いと思います。ここに新聞の切り抜きがありますので、少し読みますと、これはことしの2月18日の西日本新聞です。「孤立無業の人が162万人」という記事なんですが、このひきこもりの実態調査というのはほとんどできておりませんで、推測ですとか、あるいはアンケートの抽出調査による推定などが使われておりますけれども、そういう中で出てきた数字です。

20歳から59歳の働き盛りで未婚、無職の男女のうち、社会と接点がない「孤立無業者」が2011年時点で162万人に上るとの調査を、東大教授のグループがまとめました。景気低迷に伴う就職難やリストラなどが響き、2006年と比べて4割ふえたということです。

「職探し中の孤立無業者は半数にとどまり、事態改善に向けた動きは鈍い。孤立に陥ると、職探しへの意欲が失われがちだ。今は家族が支えても将来、経済的に難しい状況に陥ると指摘。生活保護費など社会保障費の増加を抑えるためにも、訪問支援など政府や自治体による対策が急務だと訴えている。無職で社会から孤立している30半ば以上の人の実態把握や支援が新たな課題となっている。知人や友人がいないと社会復帰や就職が難しい。相談員による自宅訪問やカウンセリングによる就労支援が必要だ」と指摘しております。

くしくも、きのうのRKBの「報道特集」をごらんになった方がおりますでしょうか。きのう、「ひきこもり訪問支援に密着」という特集があっており、ごらんになりましたか、あっております。この報道によりますと、15歳から39歳のひきこもりは76万人ほどいるだろうと。

ですから、先ほど申しましたように、本当の実態調査は行われておりませんので、150万人ぐらいになるかもしれないというような報道があっておりました。ここでも不登校からひきこもりになり、うつ病や不安障害を引き起こして、心の不安を抱えるようになるということでした。ひきこもりを長期化させないために、就労支援や中間就労の内職あっせんが必要であるが、そのためには訪問支援が必要であり、有効であるということでした。

とはいえ、ひきこもりの実態把握ができていないと、就労支援も訪問支援もできないわけですから、実態把握をすべきだと考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。このことはとても微妙な問題ですので、余り大仰にはできにくいと思いますが、どのような手法を考えてありますでしょうか。

次に、相談事業と居場所づくりの質問をいたします。

不登校、ひきこもり状態からの脱却は、小さな一歩から始まる。誰かに相談したり、近所の店に行ったり、ほんの少しの変化が状況改善へつながります。それは当事者であったり、家族であったりします。

そこで、重要になってくるのが相談事業であり、居場所づくりです。人に会ったり、相談した

りするきっかけをつくらないと、ひきこもりは長引くばかりです。本町の相談事業は、どのようになっていますでしょうか、そして課題は何でしょうか。ひきこもりからの脱却は、家から出ることです。家から出するためには、行き場が必要です。その行き場が居場所です。ひきこもりを解消するには、居場所づくりが欠かせません。ぜひつくるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、不登校については学習支援が必要不可欠です。学習支援はどのようになされていますでしょうか。引きこもりからの完全脱却は、就労して社会人になることですが、一朝一夕にはいきません。寄り添いと見守りとコミュニケーションづくりと、あらゆる支援が必要になってきます。人によっては内職などの中間就労も考えなければなりません、就労支援のあり方をどのように捉えていますでしょうか。

以上、第1回の質問といたします。再質問は発言席からさせていただきます。

○議長（長野 正明） それでは、答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 失礼します。花等議員の不登校・ひきこもり対策については5点にわたって御質問がございましたが、教育委員会といたしまして、①及び④の質問にお答えいたしたいと思っております。

それでは、まず花等議員の質問内容①の不登校児童生徒の把握と対応についてでございます。

まず、不登校児童・生徒の実態把握につきましては、町内全小中学校に対しまして、毎月の「生徒指導上の諸問題に関する実態調査」によりまして把握いたしておるところでございます。議員が御指摘のように、「病気」とか、あるいは「経済的理由」による者を除いた、欠席日数30日以上をピックアップしているところでございます。

不登校児童・生徒の実態に関してですけれども、本町では、私が就任する1年前の平成20年度では、小学生が2名、中学生が27名というふうに把握しておりますが、昨年度は、小学生1名、中学生が18名と、減少傾向にございまして、本年度は11月末現在、小学生1名、中学生9名で、うち2名は適応指導教室に通っておりまして、そのような現状になっております。

不登校児童・生徒に対しましては、各学校とも「いじめ・不登校対策委員会」等を設置しておりまして、個別具体の対応を行っております。

中学校を具体的な例に挙げて説明いたしますと、毎週月曜日、「サポート会議」を開いておりまして、「いじめ・不登校・問題行動」等で気になる生徒の現状を把握いたしまして、職員の共通理解を図りながら個別の対応を行っております。その際、次の5点について確認・協議をいたしております。

1点目ですが、不登校のきっかけと考えられる状況、2点目、不登校の現在の状況、3点目が、相談・指導の今までの現状、それから学級担任等の対応状況、5点目が復帰した場合の効果のあ

った支援等の状況等について確認をし、協議を行っているところでございます。

さらに、対象生徒に対しましては、個別の支援計画を立てまして、実施・評価・改善を進めながら具体的に進めておるところですが、小学校の場合もほぼ同様の対応を行っております。

ただ、不登校の原因は、友人関係、学業不振などに係る状況、親子関係など家庭に係る状況、怠学——怠け学です——など本人に係る状況など、複合的な要因が複雑に絡み合っておりまして、学校だけで解決が困難な事例もございます。

このような状況を踏まえまして、ユニバーサルデザインの「みんなが楽しく学んで、わかって・できる授業」を基本に学習活動を進めますとともに、教育委員会といたしましても不登校の未然防止・早期対応のために、巡回相談を通して、不登校の可能性のある児童生徒の把握でありますとか、気になる生徒や保護者との面談を学校関係者だけではなく、教育委員会はもちろん入りますけれども、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育支援コーディネーター等と連携をとりながら、ケース会議を随時行うなどして進めているところでございます。

まず、質問内容①に対する答弁でございます。

続いて、④番目の当事者の居場所づくりと学習支援でございますが、現在、不登校児童・生徒の居場所づくりのために、主に2つのことを行っています。

1つ目は、担任と養護教諭が連携いたしまして、学校復帰への声かけや家庭訪問等を継続的に行いまして、教室に入れない場合は保健室や別室などを準備するなどして個別の対応を行うとともに、欠席した日のプリントを配付して、補充的な学習指導などを行っているところでございますが、非常に難しい状態がございます。

2つ目は、小郡市にございます適応指導教室への通級を促しているところです。この適応指導教室の設置の目的は、学校に行けなくて悩んでいる児童生徒の学校復帰を支援するとともに、社会に適応できる児童生徒を育成することにあります。

この教室では、主に3つのことを重点に取り組んでいます。

1つ目は、個人の状況に応じたかかわりやサポートの方法を工夫いたしまして、抱えている問題を早期に緩和できるように援助すること。2つ目は、児童生徒と学校をつなぐジョイント役として、学校との連携を密にしまして、連携を深めておくこと。それから、3つ目は、保護者が児童生徒の変容に対して共感的な理解と的確な対応ができるように、「親の会」における学習・研修などを充実させております。

現在、本町の生徒はここに2名通っておりまして、教育委員会としましては、この2名の利用料金分を支払っているというところでございます。

不登校児童・生徒が今後も増加するようなことがあれば、本町としても将来的には、適応指導教室の開設を検討する時期が来るかもしれないと思いますけれども、現在では現場での取り組み、

指導を強化していきたいというふうに考えております。

以上で、第④番目の居場所づくりに対する答弁を終わります。

以上です。

○議長（長野 正明） それでは、安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、花等議員の質問の②番、③番、⑤番について答弁をいたします。  
まず、2点目です。

ひきこもりの実態把握と対応についてですが、厚生労働省では、「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6カ月以上続けて自宅にひきこもっている状態」を「ひきこもり」と定義しておりますが、町としては、現在のところ、その実態把握はできておりません。

町としては、平成21年度に小郡三井医師会・障害者福祉施設・就労支援機関などを構成員とする「大刀洗町地域自立支援協議会」を設置し、地域の障害者福祉に係る総合的な連絡会議を行うなど、障害者の自立を支援する活動を行っているところでございます。

さらに、この協議会の下部組織である「啓発・居場所部会」、「相談支援部会」、「子ども・教育部会」の各部会において、ひきこもりについても対策を検討するなど、該当する家庭からの相談などがあれば、随時対応しているところでございます。

次に、3点目の御質問の相談事業の取り組みと課題であります。現在、社会福祉協議会において、心配事相談など、さまざまな相談事業を行っていただいているところでございまして、家族などからの相談については、それらの事業を活用いただきながら、対応できるものと考えております。

次に、5点目の質問の就労支援のあり方についてですが、現在のところ、町では、就労支援について個別の対応は行っておりません。

しかしながら、町は、在宅の精神障害者を対象に、創作的活動・生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進などを行う「地域活動支援センター『ワークショップ虹』」の運営委員になっておりまして、運営費の補助を行うなど、側面的に、居場所づくりなどの支援を行っているところであります。

以上で、花等議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 再質問があればどうぞ。花等議員。

○議員（8番 花等 順子） まず、不登校のことから質問をいたします。

中学校には、ことし9月から、8月からですか、ソーシャルワーカーを配置していただきまして、その方がとても役に立っているといいですか、とてもいい働きをしてくださって、中学校としてはとても喜んであります。だけど、この方は月曜日の午後、3時間程度なんですよ。

だから、スクールソーシャルワーカーの人が子供との対応、それから家庭訪問、本人もですけど、親の指導、それから職員の指導も適確にさせていただいて、本当にこういう方がずっといてほしいというようなこともおっしゃっておりますが、先ほど、サポート会議をなさっているということですが、これは月曜日の午前中にやって、月曜日の午前中はカウンセラーの方がいらしておりますので、カウンセラーとは一緒に協議、会議ができるんですけども、コーディネーターの方が午後からの勤務で、そこは接点がないというのがちょっと残念だなと思うところですが、このようなサポート会議を今きっちりしてあって、問題を職員とか関係者が共有するということは、不登校解消につながる第一歩だと評価いたします。

うきはの社会福祉協議会にサポートする人がいらっしやいまして、支援員が開始されておりますので、この人がうきはでは中学校のこのサポート会議に毎週入るそうです。

ですから、もっと校舎内、学校内だけではなくて、社会の情報共有化ができるし、対応を、いろんなところとのつながりができているということで、後でまた話しますけれども、うきはには居場所もあって、その方が学習指導もなさるし、いろいろなところのつながりができて、とてもいい方向にいつているということでした。ですから、そういう人がいらっしやると、ぜひこのサポート会議にも入っていただきたいなという思いを強くいたしております。

それで、スクールカウンセラーの方も月曜日だけなんですよね。ですから、午後のスクールカウンセラーであるとか、スクールソーシャルワーカーの人の勤務時間をもっとふやす方向にいけないだろうか。スクールソーシャルワーカーの人の今の実態は、本当を言うと、不登校というよりも、別な問題行動のところに係る時間が多いらしくて、もっと不登校のほうにもかかわっていただけたら改善するのではないかなという思いが強くいたしましたが、いかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 今の御指摘ですが、そのとおりでありまして、現在、本当はソーシャルワーカーは、うちは配置はされていない状況なんですけれども、スクールカウンセラーの費用を一部そちらのほうに回して、ことしから前倒しをお願いしているという経緯がございます。

実は、県からスクールカウンセラーにつきましては週4時間、それに町のほうで3時間足していただいて、7時間、1日勤務できる体制をとらせていただいておりますけれども、費用弁償等で非常に1時間5,000円という高額でもありますし、常勤で5日間、三十数時間見るということとはとても無理な話なので、一部限定されることは御承知おきいただきたいと思います。

来年度——うきはのほうでそういうふうにしてあることは私どもも承知しておりますが、平成26年度からスクールソーシャルワーカー事業を県の委託を受けたいということで、今申請にかかっているところで、見通しはわかりませんが、多分蹴られることはないだろうと、たかをくくっているようなところもありますけど、多分内部では、そのスクールソーシャルワーカー事業を受

けられるだろうというふうに思って、私たちはそれで計画を進めているところです。

そうなりますと、週12時間が県の限度でございまして、そうなりますと、4時間だったら3日間おいでいただく、それが全校。ただし、大体こういう、先ほど言われましたように、人気のある方というのはいろんな市町村から引っ張りだこになっていて、勤務が私たちの思うとおりに時間を配置できないんです、残念ながら。

しかも、この方が非常に県立大学とのかかわりもありまして、県との関係があって、来年度以降うちの町に来ていただくかどうかは、非常に不確かなところがありまして、派遣していただくには、どこからか派遣してもらわなくてはいけませんけれども、できるだけ今の、花等議員がおっしゃったように、大変中学校に入っていていただいて、きめ細かい指導をされているので、私たちも非常に評価いたしておりますから、この方においでいただくような形で、スクールソーシャルワーカー事業を導入できればと、今一生懸命、県に働きかけをしているところでございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） ぜひその方向で頑張ってもらいたいと思います。中学校の先生に言わせますと、ことしの教育委員会のヒット商品はスクールソーシャルワーカーの配置ですと言われるほど助かってあるといたしますか、学校の先生は学習指導ですとか、生活指導、生徒指導はできるんですけれども、守秘義務とか、そこら辺が弱くて、時間もないというところで、26年度のソーシャルワーカー配置を。

それから、ことしは、今9人ですけど、これは30日を超えると、不登校にカウントされますから、また数字が少し上がるのではないかなと思うんですけれども、とてもいい取り組みをしてあるというのは、私もちょうど学校を訪問したときに、校長室に保護者の方がいらして、担任と養護教諭さんとの面談が行われてまして、早期の取り組みがなされておりました。この9人というのも、今別室登校はないそうなんです。リンクに行ってた2人、1人は教室に入っていると聞いたんですが、1人がまだリンクのほうに通ってて、でも、リンクに通えるというのはいいことだなと思います。

それから、そういうことで、ことしの状況はとても、去年は18名で、別室登校もかなりありましたし、3学期の終わりのほうになって、やっと教室に入れたような状態でしたけれども、ことしはとてもいい傾向にあるかなと思っております。それも皆さんの努力の成果だろうと思います。この数字は年々、年によって変わりますので、油断はできないと思います。

それから、私、ちょっと気になりましたのが、去年の18名の中で、完全不登校の子もいたと思うんですね。その子がその後どうなったかというところまではつかんでいらっしゃるのかなと思ひ、どんななんでしょうか。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 昨年の卒業生の3年生の中で、全く就職も進学もしなかった子が1名おります。それは、完全不登校の子というよりも、親の考え方も多分あったと思いますので、その子が就労してるかどうかというのは、そこから先は把握しておりませんが、一応完全不登校のような状況の生徒たちも進学はしたという状況です。この間、中学校との話し合いがあったときに卒業生が、例えば完全不登校ぎみであっても、どこかに行けたと、あるいは部活動でどこかに入ったと。

しかし、基本的には教育委員会もそうですけど、中学校は、その追跡調査をしておりませんので、入った後どうなったのかというのは全く未知数ですので、今後は、来年度以降につきましては、3年生が就学、就労する場合は少ないんですけども、進学した場合等につきましては、きちんと連絡をとりながら、どうなったかということは把握していきたいと思います。一部公立学校の中には、おたくの皆さんたちが1年たってこうですよというふうに知らせてくれるところもありますが、進学先が全部そうしてくれるわけじゃありませんので、中学校ないしは教育委員会の働きかけが必要かなと思っております。

そうしないと、つまりやったけれども、先ほどひきこもりの話にも出ましたけれども、中退をしましたと、実は中退からひきこもりになる可能性も結構いろいろあると思われまますので、その点につきましては、中学校と相談しながら、来年度以降は追跡調査等についてもしていきたいというふうに思っています。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 特に、ことし子ども課になりまして、そこら辺も、また業務がふえてくる分野なのかなと思っております。子ども課になって、ゼロ歳から今までは義務教育までが教育委員会の業務範囲だったんですが、子ども課になって児童福祉法が適用されるようになりますと、18歳未満まで子ども課の範疇なのかなと思うんですが、そこはどうお考えでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） それでは、花等議員の御質問にお答えいたします。

ことし7月に、御存じのように、子育て支援係、健康福祉課福祉係のほうに児童福祉法となっていたものが、教育委員会のほうに事務委任されまして、それで子ども課となったわけでございます。確かに花等議員がおっしゃる児童福祉法でいきますと、児童の対象は18歳までだということになります。

ただし、今回の事務委任につきましては、基本的にはこれまで義務教育の中で巡回指導等を行う中で見えてきた課題、これは就学前の幼児、保育園、このあたりも問題があったというふうなことでも考えております。

そういったものを充実するためが一つの目的であったわけですが、ただ、今後の児童福祉で言う18歳までの対応につきましては、不登校、引きこもり等につきましても、いろんな対応があると思うんです。対応というか、状態がですね。その状態に応じたそれぞれの部署での対応が必要かなというふうに考えております。その中で考えられますのは、一つの不登校、引きこもりとかにつきましては、どこか一つの部署に、相談ができるような部署が一つあればと、そこに連携をしていくという形がよろしいのではないかなというふうに私のほうは考えます。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 私たちは、基本的には教育委員会ですので、教育基本法、学校教育法で動いております。児童福祉法では基本的には動いていませんので、18歳が対象となりましても、我々のテリトリーは15歳までとなります。うちで高校をつくってれば18になりますけども、あくまでもそれは教育の分野です。今回子ども課になりましたのは、就学前の子供を特別に事務委任を町長から受けて、その分についてやろうというわけですので、18歳までは児童福祉法の対象になってるから、学校教育を担う教育委員会の対象の子供たちではないというふうに御承知おきください。

以上です。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） ということは、15歳を過ぎたら、そこで福祉の問題として健康福祉課の業務になるという考え方ですね。割と大刀洗町だけじゃなくて、よその自治体でも、この15歳から18歳の人が行き場がない状態というのは往々にしてあるわけですね。

だから、そこら辺をしっかりとすみ分けなくてもいい、重なっていいんですけれども、いや、うちではありません、そっちではありませんというように行き場がなくならないようにはぜひしてほしいと思います。それで、今高校中退なんかのところは、教育分野として対応していくということでもよろしいわけですね。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 高校中退の問題も、教育委員会の問題ではありません。なぜならば、私たちが町立高校を持っていて、そこに生徒が通っているという状況があれば、その子供たちについては私たちが対応しますけれども、義務教育を卒業して、高校に行った段階で、児童福祉法の対象になるかもしれませんが、途中で中退してひきこもりになったというのは、教育委員会が何かをする仕事ではないというふうに承知しております。事務的にはですよ。

ただ、道義的にはいろんな問題がありますから、健康福祉課なり、我々とタイアップしていろんな事業をしていかなくちやいけないと思いますが、私たちに、端的に申し上げて義務はないんです。



以上です。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 学校教育課が子ども課になって、その前からいろんな保育園から小学校のつなぎ、小学校から中学校のつなぎというのはとても熱心に取り組んでいただいて、多分中1ギャップと言われるものも、大刀洗町においてはだんだん解消してくるんじゃないかなと期待をいたしております。

中1ギャップというのは、小学校の6年生、高学年になると、不登校も少しずつふえ始めて、中学校になったら急に3倍になるとか言われておりますので、大刀洗の取り組みは、そこは先取りで、うまくというか、いい方向にいくのではないかなと期待いたしております。ということで、教育委員会についてはいろんなところと連携を深めながら不登校対策を進めていってほしいと思います。

それでは、次のひきこもりについて入らせていただきます。

ひきこもりの対策は、今地域自立支援協議会のほうで対応してあるということですが、もちろん実態調査はできておりませんし、実態調査は何かしようとお考えでしょうか、健康福祉課長。

○議長（長野 正明） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） 健康福祉課の渡邊でございます。実態調査につきましては、今のところは、予定はしておりません。これは、特にそういう話が町内で非常に多いとかというところまでは私のほうに来ておりませんので、うちのほうでは民生委員さん等おられますので、そういう方たちに最初に恐らく情報が行くのかなと考えております。

それで、やっぱしそういう事案が出てくれば、民生委員会なりと協議しながら、うちのほうでも対策をとっていくということになりますけども、現在のところは、非常に集落等でそういうのが多くなったとかというところまでは、今のところ情報が来てませんので、今すぐに引きこもりの実態調査をするかと言われると、今のところは少しまだ検討はしていない状態でございます。

ただ、先ほどから、自立支援協議会のほうでは部会のほうで考えておりますように、新聞報道等でも、その辺について今大変出されておりますので、やはりあらかじめそういう対策について検討しておくというのは必要でございますので、そういうことについては今後とも進めていきたいと思っております。

それから、ちょっと補足ですけど、先ほど学校教育課とのすみ分けのところがありましたが、うちのほうは健康支援系のほうに保健師がおりますので、うちのほうとしては町民の方のゼロ歳から高齢者まで全て包括してると考えておりますので、どこかで漏れるということはないと考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 実態調査は、ぜひやってほしいと思います。うきはでは、地域座談会というのをつくって、行政区ごとに区長さんですとか、民生委員さん、少人数の方で地域座談会というところで把握をされていったそうです。大刀洗町でも小地域協議会というのがあります。小地域協議会は、先ほど言われましたように、区長、民生委員、それから福祉協力員、老人クラブとか、いろんな方がかかわっておりますので、余り大仰にということもできないと思いますから、ここの福祉協議会の中の少人数、区長さんとか民生委員さんとか、そういう方たちで実態把握をされたら、そんなに難しいことではないと思うんですね。

こういう人は余り声に出して、いろんなことは要望してきませんけれども、実際には近くに多分1人、2人いらっしゃるの、皆さん承知していらっしゃると思います。これ実態把握したら、かなりの数字が上がってくるのではないかと私は推測いたしておりますので、ぜひですね。難しいことではないと思います。実態把握をして、それから対策をとらないと、これ長引くばかりで、長い人は20年、30年引きこもっている人も多分いらっしゃると思いますので、早目の対策が必要かと思っておりますので、まず実態把握はしっかりしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどもちょっと違う議員さんのところで言いましたけれども、来年から福祉計画は社会福祉協議会と一緒にちょっとつくり始めるようにいたしますので、その中でアンケート等もとって、地域との協議会、話し合い等もしていきたいと思っておりますので、そういう中で、地域にそういうもし問題があれば取り入れて、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） ぜひお願いしたいと思います。

それから、ひきこもりとか不登校対策といいますか、その中で花花の会というのがあるんですが、健康福祉課長は御存じでしょうか。

○議長（長野 正明） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） いえ、ちょっと現在まだ、名前はちょっと聞いたことがない。どこかで知ってるかもしれませんが、済みません。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 花花の会というのは、毎月1回、第2土曜日の午後、不登校ですとかひきこもりの人の相談事業としてあつてる事業でありまして、実はきのうぬくもりの館で、

1 2月の花花の会が開催されております。これは、そういう中学校、高校生、それから高校中退者、そういう不登校生ですとか、引きこもりの人の相談事業として、久留米の古賀先生がボランティアで来ていただいて相談事業をしている事業です。

当初本当は中学校に親の会をつくって、連携をとりたいなということで、中学校の前の堀田校長先生なんかと相談してたんですが、なかなか大刀洗町に親の会をつくるのが難しいということで、古賀先生に相談に行きましたところ、大刀洗でそういう相談事業をしてあげましょうということで、ことしで3年目ぐらいになります。

ここでも成果を出してるんですね。ここに来た人が大検を受けたりとか、学校に復帰できたりとか、やはり何かきっかけで学校に戻れたり、社会復帰できたりしておりますので、こういう事業はとても大切だと思っております。そこに来る親御さんが、支援者が、そういう不登校の子供を持った経験者などもそこにいらして、情報交換しながら、いい雰囲気ですべて進められておりますので、よろしかったらいつか課長、のぞいてほしいと思います。

それから、いろいろあるんです。語ろう会とか、障害者を持つ親の会とか、いろいろな会があって、社協のほうで指導していただいているんですけども、いろんなところで、先ほどから居場所が欲しいという声は本当にあります。この間、語ろう会の方にどういうサービスがあったらいいですかということを話したら、ドリームまつりの終わった後だったということもあるんですが、ドリームまつりの費用を削ってでも、そういう私たちの居場所が欲しいですというような声が出てきたほどですね。私たち普通の人はなかなかそういうところに思い及ばないと思いますけれども、当事者は切実な声を持っていると思います。

先ほど出ましたうきは市では、社会福祉協議会の中に居場所もありますし、中間就労で内職をあっせんしていただいて、そこで内職仕事から始めて就労につながった人もいらっしゃいます。そのためには、やっぱり人が必要なのではないかなと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） 今の御質問にお答えいたします。

居場所づくりにつきましては、さまざまな場所で子ども課等とも話しながら、必要であるということは認識してるところでございますけれども、今のところそういう場所がどこにあるかとか、ちょっとそういうまだ段階で、人の手当等も当然必要になってきますし、うきはのところは社会福祉協議会、結構広い場所にありますが、うちの場合はこの庁舎関係とも場所が余りない、またどこかに借りれば費用等も当然発生する、また居場所をつくれれば、そこに人が当然配置する必要がございますので、費用等も当然出てくるということになってきますので、また今後非常に地域からの要望等多ければ、またそういうところも検討していくことになろうかと考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） ここにうきはの数字があるんですけど、居場所、フリースペースを利用した人の回数が23年度においては当事者が191人で、1年で、24年度には504人にふえてるんですよ。それから、家族とか関係機関の方たちの利用も、23年が181名で、24年は209人とか、とにかく当事者が1年間で2倍以上になってるという数字があります。

それから、この支援員の方が不登校とか、ひきこもりの方を支援した回数です。人数が22年は、不登校支援は12人だったのが、24年は18人になっておりますし、すごいのはひきこもりの人が22年は7人だったんですね。それが24年度には21人の人の支援ができております。こんなに、なかなかひきこもりの人は人間関係ができないと支援も難しいんですけど、人がいるということで、これだけの人に支援ができて、その人が社会復帰できてくるということは、親がいる間は何とか生活できるとしても、その先、とても社会不安になりますし、今お金をつぎ込んでることが将来の軽減につながっていくと思いますので、ぜひこういう、人を置くとお金がかかるとは言われますけど、人を配置して、ひきこもりの人を1人でも助けるといいますか、社会復帰させることがとても必要になってくると思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 話を聞いて、大事なことはよくわかりました。今後検討させていただきます。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 今、健康福祉課に精神障害者の相談員という方がいらっしゃいます。この方も、職員の方に聞きますと、とても助かっていますと。作業所なんかの就労支援もしていただいて、フットワークもいいし、私たち職員としてはとても助かっていますという声も聞きます。こういう人たちを障害者だけじゃなくって、そういうひきこもりとかの対応にも充てるとか、ここを拡充して、ぜひ人的な配置を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊 康弘） ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに7月から、これは障害者福祉法関係が少し変わりました、障害者についても27年度から介護のケアプランのようなものをつくっていかなければならないということで、その対策として、現在、嘱託で週3日来ていただいているところでございます。

ただ、現在、うちのほうとしては、1年間やる条件で雇ったんですけども、そういう資格を持った人がなかなか集まらないというのが現状でございまして、少しそういうところも、どうやったらそういう方に来ていただけるかとかも検討していく必要があると考えておりますので、このあたりについては社会福祉協議会のほうとも協議しながら、今後も検討していきたいと考え

ております。

以上です。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） ぜひとも人の拡充をして、いい方向にいったほしいと思います。町長がいつも安心して住み続けられる大刀洗町をつくるんだとおっしゃいます。まさにこういう人たちが安心して住むことができるのが、本当に住みやすい大刀洗町ではないかなと思いますので、まず実態調査をきちんとすることから始まると思います。不登校やひきこもり状態のある子ども、若者への支援は待ったなしの状態でありますので、しっかり取り組んでいただくことを教育委員会と健康福祉課に期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（長野 正明） これで、花等議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） ここで、午前中の一般質問はこれで終わりいたします。午後は1時より再開をいたします。

休憩 午前11時51分

.....

再開 午後1時00分

○議長（長野 正明） それでは、午前中に引き続き一般質問を再開いたします。

4番、平山賢治議員、中央演壇からお願いします。再質問については発言席からお願いします。平山議員。

4番 平山 賢治議員 質問事項

1. 財政と子育て支援について
2. 教育における学力について

○議員（4番 平山 賢治） 4番、平山でございます。ただいまから質問をさせていただきます。

いつも議場は窓がなく、大変閉鎖的な建物なんですけど、きょうはガラス張りの会議室ということで、本来議会というのはこうあらなくてはいけないと思って、本当にいつもここでやってもいいんじゃないかと、騒音さえなければ、思っております。よろしく願いいたします。

さて、私は30秒でちょっと通告ができませんので、少し長目になりますが、まず安倍政権になって1年が過ぎました。この政権はゆがんだ選挙制度のもとで、多数の議席を獲得、例えば衆議院では4割の得票で8割の議席をとり、支持者も驚く大暴走を始めております。いよいよ政治権力がむき出しの形で、国民の基本的権利を制限し、一部の利権のために強制で国民を従わせようとする、この流れの中で教育行政も中央の統制が強化され、政府の立場での教育観、学力観が全国に押しつけられつつあるのではないのでしょうか。もはや現在は戦後ではなく、戦前であると、

立場を問わず、広い層から、現政権へ反対や懸念が表明されているところであります。

このように政治が歯どめなき暴走を始めた今だからこそ、住民と子供の権利を守る立場に立つ、行政、教育行政の役割はますます重要になっています。私ども日本共産党は、皆さん方と共同し、国民主権、平和主義、基本的人権、そして地方自治という憲法の原則にのっとり悪政と対決する決意であります。

さて、質問でございます。

今回は大きく2点でございます。

1つ目は、財政の基本的な定義について問うものであります。

地方財政の根幹をなすものに、地方交付税の交付金というものがございまして。大刀洗町においては、今年度約20億円、歳入の30%を占める重要な財源と言えます。

ところが、最近の行政や議会の議論を聞いておきますと、この地方交付税の定義が実家からの援助金のようなものとか仕送りのようなものとか、あたかも自治体の努力不足に対する恩恵の交付金のような捉え方を耳にするのであります。これは正しい認識でありましょうか。地方交付税については、自主財源の向上と抱き合わせで語られることも多く、町の財政を論じる上で、この定義は重要なものと考えますので、当局の認識を確認するものであります。

財源の2点目であります。

子供の医療費と財政論についてであります。

かつて乳幼児医療への助成をと言っておりましたが、福岡県の制度によって、小学校入学までは助成が実現しておりますので、現在は、小中学生の医療費助成と申しましょうか、町長の答弁も、かつては子育て政策の中で総合的に判断し、検討したいというものでしたが、最近では委員会などの場でも、ぜひやりたいという気持ちはあると変化しております。これは重要な前進であると、私は評価したい。

ところが、この事業を語るに当たり、町長はしばしば葬儀場の収益の向上を引き合いに出されております。先日の委員会では、これを訂正されたため、こちらとしても、それを了承したのでありますが、その後も議会外で、関連する発言があるところであります。この際、双方の関連について町長がどのような認識をお持ちなのか、確認させていただきたい。

財政の3点目でございます。

9月の定例会におきまして、小学校の予算を問題とするよりも、もっと問題のある予算があるのではないかという旨の答弁があったように記憶しております。もとより、私は議員として、問題のある予算については非常に申し上げてつもりではありますが、確かに不勉強や見落としも、多々あるのかもしれない。

そこで、町長の考える矛盾のある項目とはどのような点であるのか、それは財政を考える根幹

をなすものであると考えるので、答弁をお願いします。

大きな2点目は、教育と学力の諸問題であります。

私自身も教育とは何か、学力とは何かについて、十分に自分なりに因数分解して検証できるとは言えません。自分の子供も、これから小学校、義務教育に向かう前の段階であります。ですから、いろいろな双方の考え方はあると思いますが、一つ一つこれから丁寧に議論していきたいと考えています。

2007年に再開されました全国学力調査は、その効果と影響について多くの批判を浴びながらも、来年度も基本的に全ての小中学校で実施される見込みと言います。そもそも学力とは何であるのか、その定義は議論的でありました。一口に学力向上といっても、それが学力が何であるのか、点数ではかれるのか、議論があるのは当たり前の話であります。

そこで、まず前提として、学力とは何であるのか、教育委員会なりの見解をお尋ねするものであります。

2つ目に、来年度実施される、いわゆる全国学力調査に町はどう対応されるのか。文部科学省によれば、学校別の結果を公表することができるとあるが、当町ではどのように考えているのか、答弁を求めるものであります。

3つ目に、全国学力調査が再開される以前に、各種の学力をはかるテストが実施されると思いますが、それらの実施状況と学力テストの整合性について問うものであります。

以上、大きく2点につき、答弁よろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） それでは、答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、平山議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の地方交付税交付金の基本的な性格は何か、親からの仕送りのようなものという例えは適正かという質問であります。

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する見地から、本来地方の税収入とすべきところを、国税として国がかかわって徴収し、一定の合理的な基準によって地方に再配分する、いわば「国が地方にかかわって徴収する地方税」という性格を持っております。

ただ、性質的には「依存財源」でありますので、平成25年度一般会計当初予算を、広報4月号では家計簿に例えて、「交付税、交付金、国県支出金」を「実家からの援助金」と表現いたしました。

ただし、これは、あくまでも住民の皆様理解しやすいように例えたままで、平成17年の衆議院本会議における総理大臣答弁では、「地方交付税は、国税5税の一定割合が地方公共団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源である」と考える。」と、そういう発言

がなされております。

次に、町長発言の中で、子供の医療費助成については意欲を示しつつ、葬祭場の収益との関連がしばしば示されるが、両者の関係をどう認識しているかということであります。

御質問の趣旨は、本年9月に開催された決算特別委員会における私の発言に対してのものだと思います。

この発言の趣旨は、葬祭場の運営で生じた利益を子供の医療費助成に対する財源として使用するということではございません。

既に、決算特別委員会の中で訂正いたしましたとおり、利益を有効に活用し、子育て支援を含めた住民福祉の向上に対する各種施策の実現に向けて取り組んでいきたいというものでございます。

子供の医療費助成については、私も常々考えているところでございまして、現在、未就学児まで医療費の助成を行った場合、どれくらいの財源が必要か、またどのような制度設計にするのか、調査・研究しているところでございまして、もうしばらく時間をいただきたいと、そのように思っております。

次に、9月議会の補正予算質疑においての件であります。

140万円程度の項目でというようなことで、いろいろ聞きましたけれども、率直に申し上げまして、議会に提案する予算案は、町施策の実現に向け必要なものであると考えてのことです。矛盾があるとは認識しておりません。

発言の趣旨としては、町の課題解決や政策実現に向けて、その予算や事業に効果があるのか、また手段として適当なのかなど、私どもが気づいていないところを指摘していただきたいということでございます。

今後とも住民福祉の向上に努めてまいり所存でございますので、議員各位の御指摘、御意見など、協力をよろしくお願いいたします。

先日、ごみ問題についての提言をいただきました。真摯に受けとめて、検討させていただきたいと思っております。また、これからもしっかりと提言などしていただければと思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 失礼します。それでは、平山議員の御質問、教育における学力について答弁いたします。

まず、質問内容①の学力の定義についてであります。

平成18年に教育基本法・学校教育法の改正がなされまして、教育の目的及び目標が定められました。学力の提言についてはさまざまな考え方がございますが、学校教育法第30条第2項に



において、特に小学校教育の目標を達成するために意を用いることとして、学力の重要な3要素が示されております。

1つ目は、基礎的・基本的な知識・技能、2つ目は、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、その他の能力となっています。3つ目は、主体的に学習に取り組む態度とあり、この3つを学力の定義というふうに私どもは捉えております。

次に、質問項目②の来年度以降の全国学力・学習状況調査への町の対応は、また公表の是非についてでございます。

平成25年11月29日、文科省から来年度の全国学力・学習状況調査に関する実施要領について発表がございました。その中で、調査結果の公表につきましては、「市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにして、公表を行うことが可能である。」というふうにされましたので、既に御承知のことと思います。

大刀洗町教育委員会といたしましては、教育委員会並びに校長会等との合い議をいたしまして、本年度までと同様に、来年度以降も町全体の結果の公表は行いますけれども、各学校ごとの結果につきましては、公表は行わないということとしております。

理由は次の2点であります。

1点目は、学校名を明らかにして公表することで、学校の序列化や過度な平均点競争が生じる恐れがあること、2つ目は、各学校の保護者会などにおいて、学力の実態を説明する場を設けることなどにより、各学校の実態に応じた具体的な成果や課題について、学校と保護者で一緒に綿密に協議することが最も重要であるというふうに考えているからでございます。

この調査の本来の目的は、学力や学習状況の把握・分析、それに基づく教育施策の成果と課題の検証・改善にあります。その趣旨を踏まえますと、今までどおりの公表が妥当だというふうに考えております。

なお、本年度の調査結果の概要につきましては、1月の「広報たちあらい」において、広く地域住民の方に公開するようにいたしております。

最後に、質問項目③の本調査と他の学力調査の整合性についてでございます。

まず、小学校ですが、この全国調査以外に、6月に社会、理科の県による学力実態調査が実施されております。その結果につきましても、同様「広報たちあらい」で公開をいたします。また、3学期には全学年を対象として、業者による標準学力検査を行う予定にしております。例年、この2つの調査結果をもとに、各学校で学力分析を行い、成果や課題を明らかにしながら、次年度の方向性を考え、報告書にまとめております。

整合性につきましては、問題の内容や質が違うために、単純に比較できませんが、それぞれ違った観点から実施されておまして、毎年、課題とされた点につきましては重点的に取り組んだ

結果、年度当初に比べて、どの学校も学力の伸びがあるというふうに確認しているところがございます。

次に、中学校でございます。

本調査以外に、6月に社会、理科、英語の県の学力実態調査が実施されておまして、小学校同様、これも公開をいたします。また、1年生は英語以外の4教科、2、3年生は、5教科、業者による学力テストを行っております。その結果を見ますと、1年生に関しては、県平均正答率よりもかなり高く、2、3年生も、県平均正答率とほぼ変わらない結果が出ております。つまり、全国学力・学習状況調査の結果と比べ、よい結果となっております。

このようにずれが生ずる原因は、全国学力・学習状況調査が思考力・判断力・表現力、つまり応用力を問う問題が数多く出題されていること、また日ごろの授業が知識伝達中心であり、そのような問題に対する習熟が十分でないこと、さらに生徒たちの記述力や読解力などに課題があるということなどが考えられます。

今後は、自分の考えを論理的に説明し合う交流活動を位置づけるなどして、思考力・判断力が高まるような問題解決的な授業づくりを行うよう、中学校に引き続き指導を行ってまいりたいと考えております。

以上で、平山議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 再質問があればどうぞ。平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） では、1点目から順次再質問させていただきます。

まず、地方交付税の件でございますが、わかりやすい例えということで、援助金ということでされたと思いますが、まずその援助金の定義が、まず実家からのという話になりますと、じゃ実家が国だとすると、町は何だという話になるんですね。私は、国、県、町というのは対等な立場で行われていると、立場で行政が行うものであるというふうに認識しておりますが、国が実家とすると、こっちが何か分家なのか扶養家族なのかという話になってきますが、そこら辺の認識はいかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） そんな議論をしてもしょうがないんじゃない。最初に答えた以上ありませんので。

○議長（長野 正明） 発言の許可を求めてください。平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 要するに、正確ではなかったが、特段問題はないのか、それとも、やや定義に問題があったから、今後は手直しを図るとか、そこら辺の御理解はどうですか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） もともとそれは上のほうの役所の問題であって、総務省は、地方のために

ということでしっかり頑張ってもらえるけれども、財務省は財務省で、国の台所を預かって、結局そこで削られるわけですね。

ですから、要は、こちらの思いどおりにならないということで、仕送りみたいなものですよと言った。そんなのを幾ら言ったってしょうがないじゃない、あんたも。

○議長（長野 正明） 平山議員。（「少しはあんた、もっと違う、もっと程度のいい議論をしたらどうですか。もっと町のためにどうあるべきかとかさ。ちょっと待ってよ。」と呼ぶ者あり）  
安丸町長。

○町長（安丸 国勝） この間のごみ問題の提言とか、ああいうのは大変ありがたいと思いますよ。だけど、今までずっと、これまであなた何かこう、とにかく何か出せ出せとか、そういうことばかりたい。この大刀洗町のためにどうあるべきかとか、そんなことほとんど言わないじゃない。議員としてですよ、あんた給料もらいよるんじやから、もっと大刀洗町のためになることをさ。日本共産党は共産党でいいじゃん、国のために。けどたい、もう少しその辺は考えて、考え直すべきじゃないですか、あんた。どうですか、そこを答えて。

○議長（長野 正明） 何か基本条例の中で、反問権を謳っておりますけれども、条例は制定されておられませんけれども、一応、答えられる範囲で答弁してください。

○議員（4番 平山 賢治） 私は、選挙、いわゆる公職選挙法における公職選挙を通じて当選して、それに基づいて、条例に基づいた報酬をいただいて、当然において私の善意で、町、もちろん国政も変革する、それから町政も住民本意の立場で変革すると。そういう立場でやってるつもりなんです。そこで給料をどうしろとかいうのは、非常に私は、いいですか、議員各位、私に対する個人攻撃のみならず、議員の立場、身分というものに対する大変重要な今の攻撃だと思いますが、どうですか。

○議長（長野 正明） 双方とも通告にございませんので、それは発言をやめていただきます。通告にある内容に沿って、質問と答弁は行ってください。

○議員（4番 平山 賢治） いやいや、だから通告にないというか、私は通告に基づいて質問しているのに、質問と違う答弁をされているし、将来、議員の身分にかかわる実に重大な今の発言だと思うから、そこはお取り消しいただきたいと思うんだけど、そこは議長。

○議長（長野 正明） 町長に答弁を求めます。

○町長（安丸 国勝） じゃずっとさかのぼってからの話をしましうかね。かつて私の給料を、もともと2割引きにしとったんですね、1期目は。覚えてる。今度は、今期は1割引きにしたね。そしたら、それでもあなたはいろいろそれに対して、いろいろ言ったでしょ。覚えてますか、言ったことを。だから、一緒たい。だから、そう言ったんですよ。一緒ですよ。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（４番 平山 賢治） 私は、給料のとおりしこ働いてないじゃないかとか、２割分減らすしか働いてないじゃないかとか、そういう視点で質問をしたのではないんですけど、覚えていらっしゃるかどうか、どうですか。２期目の公約の整合性を単に問うただけで、内容、その分働いてるかとか、そういう基本にかかわるものについては、私は質問したつもりはないんですけど。

○議長（長野 正明） 先ほど申しましたように、通告外の質疑になっておりますので、通告にある内容で質問はお願いいたします。

○議員（４番 平山 賢治） じゃあこれはちょっとまたリング外ですってやらせていただきますが、とにかく非常にちょっと議員の資質、根幹にかかわる問題ですから、そこは、ぜひお取り消しを本会議中に、開会中にお願いしたい。そうでなければ、いろいろまた次の手を考えさせていただきたいと思います。

地方交付税の財源については、先ほど言いましたように、あくまで恩恵として配分されるものではなく、原資が大体国税の一定割合であるが、これは国が地方公共団体にかわって便宜的に一括徴収している地方税であると。地方税をかかわりに国が徴収して、それを法に基づいて配分するということだから、これは絶対に実家がどうであるとか、あるいは上からの恩恵であるということはある得ないわけで、ですからそこを、まず一番財源論の基本として御確認いただきたいということなんですが、よろしいですか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 最初にちゃんと答弁したじゃないですか、この答弁のとおりです。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（４番 平山 賢治） では、次に行きます。

大きな１の２点目でございますが、先ほどの御答弁では、もうしばらく時間をいただきたいということで答弁がありました。その辺は、具体的にはいつごろ結論を出すとか、するしないということ判断して、来年度の予算で決定していく、その辺の見通しというのはございますでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 先ほどの後藤議員の質問のときにも答弁しましたがけれども、来年度の予算は大変厳しいんですよ。とりあえずそこら辺の来年の予算を組むのが、まず第一のあれで、ちょっと財源が十分に確保されないというか、そういう見込みがないときにやるやると言って、執行できるものではないと、そんなふうに思っています。やり出したら、途中で切るわけにいきませんので、やはりちゃんとした見込みが立てられるような、そういう対策をとる必要があると、そんなふうに思っています。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） さっきの私の第1質問でも言いましたように、町長がぜひやりたいということで、踏み出したという点は大いに評価させていただく。それで、その必要性は御理解いただいているなら、それをいかに実行に移すかというところが、やはりこちらからよりお願いしたいということになるんですが、乳幼児医療に関しては、都道府県によって、御承知と思いますが、大きな差異、違いがございまして、通院に関しては、例えば30都道府県が就学前ということで、福岡もこれなんです、それを県として就学前、小学生以上まで医療費の無料化を拡充してるところが、通院、入院、片方でも合わせると、28都道府県に及んでるということで、非常に——失礼しました。通院で9都道府県、それから入院においては19都道府県ということで、非常に拡充が進んでおるわけでございます。

そして、福岡県内の状況を見てみましても、これが日々拡充が進歩しておりまして、前回の質問のときは大体60自治体のうち20自治体を超える部分で、小学生以上の医療費無料化が進んでると言ってましたが、最近では約半数、過半数に迫る勢いでございます。とりわけ一番おくれしておりました筑後地域におきましても、大木町、広川町、それから久留米市が本年10月からの拡充、さらには小郡市長が来年度からの、これ何年生までやるということは、まだ明快にしておりませんが、来年度からの予算措置を考えたいということで、近隣の市町村でも、いよいよこういう小学生以上の独自医療が進んで、町内の医療機関にも、久留米市の医療費無料化が始まるということが張ってあるわけでございます。

これも含めて、しばしば町長が子育て支援については力を入れたいということをおっしゃっている。この医療費の無料化については、これだけ半数を超える自治体、あるいは近隣がこの拡充に踏み出していくというもとの、非常な必要性というか、緊急性というのが認められているんですが、財源につきましては、例えば仮に、現在のこの全国の状況を見ておきますと、恐らく国としても県としても、今後の対象年齢の拡大というのは行われていくだろうと。となると、例えば過渡的に10年間に限って、とりあえず特定の財源を拠出して、これを10で割って、年間一定額の助成に充てていくと、こういう考え方もあると思いますが、その辺についてはいかがですか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 多分平山議員は、基金を取り崩してでもやれというようなことでしょ。そういうことじゃないですか。（「考え方もある」と呼ぶ者あり）考え方はね。うん、そういうこともあり得ると。

だけど、今のところは、それは考えていません。実は、先ほどのまた安丸議員の質問でありました、職員数を減らしてるけど、人件費減ってないじゃないかと、そういうところもあって、そういうことも、いろいろ無駄なところを、無駄なところというか、とにかく削るべきところがあるのではないかと、そういう思いがあるので、そういうのをきっちり整理してから考えたい

など、そう思っています。

ただ、やるつもりはありますので、だからもう少し、ちょっと待ってくれと言ってるんですから、いついつまでにやれとか言わんで、もうちょっと待ってください。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） じゃこれについては最後になりますが、多分前回の質問のときに、大体1学年当たりの、1年生を無料化する、1学年無料化するに当たって大体250万ということで答弁があったと思います。そうなりますと、例えば3学年の無料化で750万と、6学年を全額無料化するのに1,500万というのが見えてくるわけでございます。やはり経常収支比率が非常に良好な、いろんな御努力、他市町村に比べて、県内で一番ということ、あるいは基金もほぼ取り崩しなしで、積み増しで推移ができてるという状況の中で、財政調整基金が今15億4,000万円、基金に積み立てがございすね。

そうしますと、例えば15億のうちの1%が大体1,500万でございす。これを1年間の例えば財政支出に充てますと、例えば10年間に限ってこれを出動させようとする、財政調整基金の1割、約1億5,000万円の別途の拠出によって、これはすぐにでも実現はできるというふうに思いますし、これは近隣の状況を見ましても、あるいはニーズを聞く限りでも、これは直ちに行うべき事業であると思うので、そこら辺の御検討をぜひお願いしたい、そのことを申し上げたいと思います。

3つ目でございます。

1の3項目につきましては、先ほどの答弁では、金額の高にかかわらず、いろいろ問題の項目、予算の大小にかかわらずあるので、御指摘いただきたいという点については、全く私も同じ気持ちでございます。とりわけ町長が前回おっしゃったように、私の——議会全体もそうだと思いますが、例えば我々、町長が就任する以前、あるいは我々が当選する以前から既に決定していた事業とか、あるいは途中でおりられないような事業は確かにあるし、国や県からの押しつけの事業もあるわけです。あるいは高度に専門的であるために、高額でありながら精査できていない項目もあるでしょう。

しかし、そこは、やはり行政と議会が忌憚のなく知恵を出し合っていくことが、私は重要だと思っております。幸い委員会による調査や提言も進みつつありますし、行政の側、とりわけ町長の側からも諮問機関にだけではなく、議会にも、ぜひ問題提起をしていただきたい。双方向型で、やはり議論と提言を行っていききたい。その点については一致でございます。

これについては終わります。

それでは、大きな2項目めでございます。

教育の学力テストの件でございますが、教育長の答弁にもありましたように、本当学力の定義

というのは議論が尽きませんで、本来は政府がこういう法律の中で定義すべきものではなかったのではないだろうかと思っております。仮に、この学校教育法の定義を引用するにしても、その具体的な中身は多種多様であって、現在においては、何となく社会は学力テストの結果の数字が何やら学力全体を定義するような風潮が強いわけですね。

しかし、学力そのものについては、一体どういうものなのかというのは狭く、固定的に、この学力テストの数字で論ずるべきではないと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） ただいまの平山議員の御質問にお答えいたします。

大体学力定義論争は終わってるんですよ、もう10年前に。それを受けて法律化されたと言って、過言じゃないと思います。要するに、ゆとり教育が始まってから、学力が非常に落ちたと、分数のできない大学生というのが非常に有名になりました。特に、理数系の大学から、入ってきた学力が余りにもなさ過ぎるということだったんですよ。平成14年度から、御存じのように、完全5日制になりまして、授業内容も削られれば、授業日数も削られるという状況ですね。学力低下を招くのは、当然のことですね。

PISAショック等もありまして、平成19年から文科省においては、学力の実態を調査しようということで始まったんですね。書き込まれた内容は、ほぼ私は異論はないところだと思います。つまり、学力については、はかれる学力とははかれない学力、知識、技能と、それから学ぼうとする意欲としての学力、そういう捉え方が今一般的な捉え方で、法律に書き込まれた内容で、ほぼ間違いないと。

ただ、今のところ点数で出されている結果発表につきましては、状況調査が実は裏側にあるので、状況調査は本来的に発表すればいいんでしょうけれど、点数だけがひとり歩きしていますので、そのことを論じて、上がったの、下がったのと言って、いろいろ問題になりますけれども、基本的には学力は、文科省も私たちも含めて、あれだけが学力だというふうには捉えていませんが、世間一般の受け取り方としては、あれがひとり歩きしていることは間違いない。

ですので、県の方針もややそういうところがあるので、今、北筑後教育長会議でもよく話題になるんですけれども、そうじゃなくて、学ぶ意欲とか、個々の子供たちがどのように力をつけていくかというのが一番大事なので、発表についてはということで、私たちはそう決めてます。来週の早々に私たち、教育長協議会の役員会と県の教育委員会の公表についての協議をすることにしておりますが、県がどのような体制を持ってるかわかりませんが、発表すれば、当然1位があれば、当然47位が出てきますので、本来的には、あれが望ましいかどうか、私もわからんなどは思っています。

先ほど花等議員さんの御質問がありましたように、ひきこもりの問題があって、私たちが一生

懸命、今義務教育までの学力を何とかしようと思ってるのは、最終的には自分で自分の飯は食えるように、例えば中途から、例えば退学しても、自分の力でやっていけるような力は、どう考えてもゼロ歳から15歳までの間に培わないことには、16歳以降では遅いというふうに思っていますので、学力一般についての論議よりも、子供たちが学ぼうとする姿勢、学ぶ意欲、そして学んで、楽しんで、わかった。そして、町のために、あるいは人のために、世のために何かしようという気持ちを植えつけることが最も大事だろうというふうに思って、今、子ども課として取り組んでいるところであります。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 今、教育長がおっしゃったように、まさに点数だけが一つの絶対的な価値観のように暴走し始めるということが、今回の大変な問題の本質であって、例えば学力テストをしなければ、じゃうちどうなのかという話にはならないんだけど、学力テストをすることによって、じゃちはどうだったんだということをどうしても知りたくなる。

それで、結果的に県の平均より上でした、よかった、下でした、頑張りましょうということで、何となく点数が出ることによる何かの安心感というか、いうものに社会全体が支配されている。それで、結局のところ、うちが学力が低いとか高いんじゃないとか、そういう学力の本質ではないところで学力が語られているということがあると思うんですね。

それで、この全国学力テストそのものの意義なんですが、過去の調査において、既に全国の傾向ですとか、あるいは地域の傾向なども十分に把握ができており、今後、これは今度も50億円かけて悉皆による全国調査というのは、私は、必要性は甚だ疑問だと思いますし、50億かけるなら、教育長、前回別件でおっしゃっていましたが、条件整備とか、あるいは人的支援にお金をかけるほうが、よっぽど私は教育効果があると考えますが、いかがでしょう。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

平成19年度からこの調査が始まりましたけれども、基本的には学低論争がありまして、いつときは、いわゆる不正行為まがいのことまで起こりまして、潰れた経緯は御存じだと、あるいは日教組の大変な反対によりまして、これは潰された経緯があります。それで、しばらくは全国調査ができなかったんですよ、御存じのように。

ところが、あのような、いわゆるPISAテストで明らかになったように、子供たちの学力が大変低まっている、しかし、定点観測をしていない以上は、低いのか高いのかさえもわからないという状況でしたので、19年度から始まりまして、単にテスト問題を解くということもありますけれども、学習状況調査も含めながら、子供たちの自尊感情やら、あるいは地域活動にどうか関わっているか、あるいは「早寝早起き朝ごはん」はどうなっているかという、そのトータルと



しての調査を行ってますので、点数がひとり歩きしてるのは、教育委員会のせいではなくて、世間のせいで、私たちのせいじゃありません。基本的に言ってですね。

だから、私自身は、この全国学力テストは50億であろうと、60億であろうと、定点観測をしないと、実態調査を科学的、具体的に使わないと、対策が何も生まれてきませんので、私は、反対するつもりはありません。

ただ、世間の方に言っておきたいのは、このことで余り騒ぎ立てないで、きっちりと、ゆっくり見守って、教育は長く時間がかかりますので、どのような状況に問題がありますか、じゃ地域としてはどのような支援がありますかというふうに議論が向かうべきであって、点数を一喜一憂してるのは世間様のほうであって、学校や教育委員会ではありません。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 先ほど学力論争は大体結論がついたとおっしゃってますけど、私は、そうは思わないで、国が法律にそれは書き込んだんだけど、その定義自体も非常に広いものがございまして、何より学力として最も大事なことは、自己実現のためにみずから考え、みずから道を切り開く、法律か指導要領には何か、どんな変化にも対応できるみたいなことが書いてあったけど、対応するのではなくて、自分で道を切り開くことこそが豊かな知識と思考を身につけることではないかと思うんですね。

そのために、やはり必要なことは、国が詰め込み型の指導要領や学力テストを押しつけるのではなくて、学力とは何か、あるいは教育とは何かを現場が自由に考えて、教育のあり方を討論して、子供たちの主体性と自己決定を育む保障こそが、やはり今必要と思いますが、それが学校教育法に基づく指導要領のものであり、時間に追われ、なかなか自由な研究や、あるいは子供たちに対して根源的な問いかけができないと。そして、またさらにそこに学力テストが入ってきて、その学力対策に追われるという、私は、これ悪循環になっていると思うんですけれども、その辺の教育委員会としては、そういった現場の保障というのはどうですか。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） ただいまの御質問にお答えいたしたいと思います。

ナショナルスタンダードとしての学習指導要領が定められて、約10年に一度、改定作業が行われます。前回のゆとりを反省して、基礎的な技能知識を植え込みましょう、それから思考力・判断力をしますよということで、方向性は全く間違っていない。それについて、学習指導要領が間違った方向だと言え、根底から崩れることになりますから、公的な学校教育は潰れますね。それは、それを認めない論議をここで幾らしたって同じことだと思います。これは、いわゆるナショナルスタンダードで、国が認知してるわけですから、そのもとで私たちが公的な義務教育を

やるというのは当たり前のことだと思いますよ。それが1つ。

2つ目が、そこで行われる学力テストは、基本的な趣旨は全部、文科省も我々もきちんと熟知しているんですが、新聞発表等で暴走しているだけです。あれは、あくまでも文科省が競走をあおっているわけでもなく、私たちが競走をあおっているわけでもなく、そういう実態です。

大刀洗町としては、そのことよりも、もちろん点数が悪いよりは、いいほうがいいんですけども、この間全協でもお話しましたように、学習状況調査の中で出てくる子供たちの、いわば自主性のなさでありますとか、自尊感情が低いとか、そういったことにも注意をしながら、授業改善をしましょう、授業がきちっとわかって、できる授業を進めましょうと言ってるわけですので、どこかの議論をここの場に持ち込んで、こう行われてるからどうだと言われても、実は困るわけで、私たちはそれに一喜一憂することなく、きちんと授業改善に取り組んでいきたいというふうに思ってますし、学校の先生と、それは一致した意見だというふうに私は認識しております。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 幾つかここで問題提起をさせていただいてるんですが、いわゆる全国学力テストの思考力の部分がありますよね。それで、基本的にはここの、要するに思考力とか応用力が足りないというのは、PISAの主観、PISAのいわゆる世界学力に基づく試験で、その応用力とか思考が足りなかったら、ここを鍛えていこうと、そういう考えでこれは出てきてると思うんです。

ところが、日本の場合は、世界的に見てみても、基本的な、根源的な問いで、自分たちの応用力とかを、国の話ですよ。国の方針としては、そういう根源的な思考力とか応用力をつけていこうとする中で、やはりここでもテクニック重視といいますか、今まで思考力とかの問題のパターン化をテクニックで点数を上げようとする。こうなると、本質的な私は理解にならないんじゃないかと思えますけど、それから平均点以上主義。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） ただいまの御質問にお答えいたします。

何度も言いますように、平均点競走してるのは誰かということですよ。学校もしてません。地教委もしていません。県レベルでも、文科省でもしていません。それから、PISAテストはテクニックというふうにおっしゃいましたけど、PISAテストの分析を見ますと、一番日本の問題は、この間も発表されましたように、上昇気流に乗ったと。2000年度から2003年、2006年度、落ちてきまして、PISAショックが走りました。2009年、2012年と、こうやってきて、だんだん上がってきていますけれども、上がってきていることも、もちろん評価されていますが、そのことよりも、一番今問題にされているのは、つまり学校で習っているこ

とに対する意欲とか関心とかが低いと。やろうという気持ちが低いと。あるいは自信のなさが、他の先進OECD諸国に比べて、とても低いことのほうがより問題だという調査結果で、ちゃんとそれも分析をされていて、私たちもそれを承知しておりますので、単なる点数ではなくて、自尊感情でありますとか学ぶ意欲とかを、あるいは町でいえば人間関係づくり、ちゃんとそれは視点を据えていますから、世の風潮がどうであれ、大刀洗町は関係ないところでちゃんとやっていますので、御安心ください。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） まさに教育長がおっしゃった、その問題が日本の国からの教育行政の根本的な問題で、学習においてなぜこうなるのかと、要するに解けるんだけど、わかってないというか、なぜこういうことになるのかという根源的な、自分が何を目指し、そのために何が必要で、これはなぜこういうことになるのかという根源的な学びの場になっていないというのがやはり今、戦後ずっと行われてきた日本の教育の根幹にかかわる問題じゃないかと思うんですね。

やはり私自身の人生の中でも、それはいろんな経験、学校におけるいろんな経験や反省がございました。何というか、やっぱり受験やテストで一番いい点をとるというためのテクニックというか、知識の詰め込みや受験対策のテクニックが前面に押し出されて、真理の追求とか、なぜこうなるのかとかという根源的な人間の基本に根差す教育が受けられていなかったし、その中でみずから考え、ともに成長していくということが、ごく一部の先生からはそういう問題提起もありましたけど、ほとんど教育の中において行われてこなかったし、これは、これが高度経済成長以降の問題だと思いますが、それで、先ほど教育長もおっしゃったように、日本は、成績は高いんだけど、勉強嫌いも、また突出してるんですよ。

それも最も重要な学ぶ楽しみが立脚してないんだけど、そこは国策の話になってくるんですけども、そこで町の教育行政として、学ぶとは何かとか自己実現とは何かというのを現場が考えて、自由に研究して、実践していく保障こそ大事になっていただきたいと思います。

それと、状況調査もありますように、貧困との相関とか、さらには都市部との相関、あるいはもし学力テストで調査するならば、例えば少人数学級体制との相関こそ調べていくべきなのに、そこは、国はそこに手当をしようとしなくて、最も現場の声としては少人数学級こそが一番効果があるにもかかわらず、現在の政権は35人学級すら放棄するというような、全くお金の力の入れどころというか、お金の使いどころが全く間違っていると思うんです。もともと教育委員会というのは、戦前の中央集権型の教育が誤った方向に行ったということで反省して、独立した機関として発生したわけです。

そこで、ですから仮に学力テストに参加するにしても、先ほどおっしゃったように、それを独

自のものとして捉えていくということとか、あるいはそれは一つの指針として捉えて、本当に学力というのは何かということを中心に自由に現場で議論していく、そういう場面、あるいは上からのこういう類型、パターンによる研修でなくて、自主的な研修を支援していく、そういう立場に立脚していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 今の御質問にお答えします。

平山議員、空中戦をしてもしょうがないんですよ。学力論争をここでやって、文科省の考え方がどうのこうのとかと言ってもしょうがない話で、あくまでもここは大刀洗町の議会ですから、大刀洗町の教育行政の具体策について言ってもらえないと、文科省がどうのこうのとと言われても、私は返答のしょうがないんです。

それはそれとして、私たちは今現実問題、いわゆる執行機関です、私たちは。教育委員会は執行機関で、我々は補助機関ですけども、毎日具体的な子供たちの姿を見ながら、先生たちの姿を見ながらやっていますので、そこに焦点を当てていただくのはいいんですけども、学力論争は、これ以上したところで仕方がないんですよ。それは国の施策ですから、あるいは一般的な考えですから、あくまでもここは大刀洗町、町議会ということだと私は認識してますけど、これ以上の議論はほとんど無理、無駄だと思いますよ。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 私は無駄だと思ってませんが、もちろん現場の先生方からも意見聞いてますが、ちょっと個別にいろいろ。こういう、いわゆる枠組みの中でも校長先生とかの支援を得ながら独自の切り口、あるいは独自の取り組みというもので、何というか、子供主体のわかる学習とかいうのを切り開いているという事例は、よく私も実際に聞きますし、いろいろ読ませていただいています。

その中で、何というか、うまくちょっと伝わらなくて、質問、ちょっと申しわけないんですが、やはり学力とは何かというか、空中戦のように受けとめられると、ちょっと申しわけないんですが、やはり学力とは何かという根源的な問いの中に現場の先生たちが考え、その中で実践していくことの一番大事な部分があると思うんです。それについては、空中戦と捉えられてしまうというのは、ちょっと私の今回の材料不足かもしれません。それについては、また次回以降、また具体例とか、あるいは実践例というものを紹介しながら、現場で、市町村で学力というものをどう捉え、保障していくかということについては提案申し上げたいと思います。

私の本日の質問は、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（長野 正明） これで、平山議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 次に、5番、山田英敏議員、中央演壇よりお願いします。再質問については発言席よりお願いします。山田議員。

5番 山田 英敏議員 質問事項

1. 町内のセットバックの自己管理用地の整備状況について

2. TPP施行を目前にした町の農業政策について

○議員（5番 山田 英敏） 5番、山田でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

一応事前に2つの質問をしておりますので、その2点に関して質問をさせていただきます。まず、1点目は、町内のセットバックの自己管理用地の整備状況について、2番目が、TPP施行を目前にした町の農業政策についての2点を質問したいと思います。

まず、1点目なのですが、これの①、去年3月時点で自己管理用地は49件であったが、ことしの11月末時点での自己管理用地は何件か。

傍聴の方々は、町の職員の方みたいで、あえて事前の説明は要らないかと思いますが、一応傍聴者の方がお見えになることを前提に、このセットバックというものに対する若干の御説明をしようと思ってましたので、ちょっとしたいと思います。

ほとんど皆さん御存じかと思いますが、大刀洗町においては、平成13年5月より都市計画法が施行されて、建物を建築する場合、あるいは農地転用する場合は、その敷地が幅員4メートル未満の道路に接している場合、それは建築基準法で、42条の2項ということで、そういう言い方をされている方がよくあります。そういう場合は、その道路の中心線から2メートル後退する必要があるというのが、このセットバックの定義であります。この後退道路は、町へ売り渡す、あるいは寄附、あるいは無償使用される、あるいは自己管理用地とするということで、町との事前協議が必要になりますので、それを事前協議の中で、どれをするかを決めます。

その中で、自己管理用地以外は町のほうで整備工事、あるいは維持管理、あるいは移転補償に対しては全部面倒を見ますが、自己管理用地としているけれども、管理されていない用地があつて、この件でそういう問題が発生しているところの周辺の方から、環境美化上の問題があり、町のほうではどうにかできないかということを質問、私のほうにこういう質問をしてくれということでありましたので、23年3月もしたんですが、その結果もちょっとお聞きしたいと思ひまして、一般質問をさせてもらってるわけでありまして。

昨年が49件だったので、ことしは五十数件あるだろうと思って、建設課のほうで場所を尋ねて、私のほうで二、三日かけて全部の物件を見て回り、一般質問の材料にしようと思ったんですが、何しろ個人情報に該当するということで、開示はできないということでしたので、とにかく現場を見ないことにはわからないので、建設経済委員会、全部のメンバーじゃないんですが、二、

三人に話をして、そして課長のほうで案内をしていただきました。

その結果、10件程度は調査できましたけれども、全部を見るというわけにはいきませんでしたので、その10件の中には、7カ所ぐらいは舗装したり、あるいはコンクリートを打設されて、問題は全然なかったんですが、3カ所はセットバックをしてあるのか、自己管理用地としてどのようになっているのか、判断ができないという状況でありました。

そこで、昨年の質問の回答の中で、不都合があれば検討したいということでしたので、不都合箇所が何カ所あったのか、またその不都合箇所はどのように補修されたのか、これをお尋ねしたいというふうに考えております。

それから、2番目のTPPを目前にして農業を取り巻く環境は大きく変化しようとしているが、町としての農業政策を問うということで、これも政府の政策、これでいろいろ変わります。特に最近、また11月末には変わるような内容が報告されております。TPPも御存じのように、年内妥結に向けて交渉が進められていきましたが、アメリカとの交渉はお互いの主張が折り合わず、物別れというふうになっております。来年に持ち越すということに、いずれにしても、来年には妥結されるかと思われま

す。妥結した場合に農業への影響はいろいろと議論されておりますが、日本は農業主要5品目を関税撤廃の例外としたいという考えですが、アメリカは米以外、その他10カ国は、全品目の関税撤廃を要求しております。この状況を考慮してか、政府は所得安定対策の見直し、それから新たに日本型直接支払制度の創設に向け、各省とも検討した結果がまとめ、先日の新聞、あるいはインターネット上に報告されておりました。これまでの米の直接支払交付金は、平成26年度からは今までの「1万5,000円」が半額の「7,500円」となって、平成29年度までの時限措置とされております。

また、新しく設置された日本型の直接支払制度は、平成47年度より農地維持支払、そして10アール当たり3,000円、それから資源向上支払として10アール当たり2,400円が支払われるというふう書いてありました。

また、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金は、認定農業者、あるいは集落営農、あるいは認定就農者のみとなって、平成25年度は従来どおり実施するというふうになっております。今後は、収入減少影響緩和対策は全ての作物を対象とする収入保険を導入するということが検討されております。

また、水田フル活用として、主食用の米、それから米粉用の米は数量払いを導入し、10アール当たり10万5,000円を上限とする支払いがされるようになっております。

それから、産地交付金、これは仮、仮称ですが、産地交付金として飼料用米、それから米粉用米の多収性専用品種と加工用米の複数年契約の取り組みについては、10アール当たり1万

2,000円を交付するというふうになっております。

このようにこれまでの農業政策が大きく変化しようとしております。具体的な運用に関しては、まだよくわからない点がありますが、いずれにしても、零細農家、あるいは小規模農家にとって、収入減となることは間違いないと思われます。この収入減に対し、町独自の補助はできないかということでも問うものであります。

国の政策なので、まだまだ非常に詳しい点は、わからない点がありますが、一応今わかっている点に関して、漠然とはしておりますが、町長の考えとしてお聞きしたいということで一般質問をするものであります。

以下の点に関しては、また質問席から質問させていただきたいと思ひます。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、山田議員の質問にお答えをいたします。

まず、セットバックについてであります。

議員御承知のとおり、建物を建てようとする場合には、建築基準法によらないといけません、その中には、建築する敷地について、先ほど説明があったように、幅員4メートル以上の道路と2メートル以上接することとする規定がございます。

福岡県が指定した幅員4メートル未満の道路に建物を建てようとする場合については、道路中心線より2メートル後退して建築するということになっておりますが、町内には、まだまだ幅員4メートル未満の道路が存在し、町としましては、平成13年に「大刀洗町後退道路用地整備要綱」を策定するとともに、後退道路用地の買収などにより整備を進めているところでございます。

まず1点目の御質問のことしの11月末時点での自己管理用地は何件かについてですが、11月末時点での受付件数は125件で、買収が68件、寄附が2件、自己管理が55件となっております。

また、2点目の御質問の不都合箇所は何カ所あったのかであります、そもそも不都合箇所とは、セットバックした自己管理用地の状況について言われていると思ひますので、そのことを少し御説明したいと思ひます。

建築基準法に基づき、セットバックに該当した場合は、町としては、セットバック部分の用地の買収を進めていきますが、移転補償が高額であったり、地権者の都合により買収できない場合もござひます。

町がセットバック部分の土地を買収できない場合は、その土地は自己管理となりまして、所有権は地権者のままで変更なく、その土地には建築物などは建築せず、道路として通行できるように、地権者が管理することとなっております。

土地の舗装状況については、町が買収した土地は、町が舗装を行いますが、自己管理されてい

る土地は、地権者の土地ですので、地権者の管理に任せている状況でございます。

議員御指摘のとおり、平成24年3月議会の一般質問において、「自己管理されている土地が舗装もされず砂利敷きの状態になっているため、町で管理することができないか。」との質問があり、担当課長から、「不都合があれば検討する。」と答弁しております。

その後、自己管理されている土地の現地確認を行った結果、55件のうち、アスファルトやコンクリートで舗装されているのが29件、砂利や土の未舗装が19件、セットバックの場所が不明なのが7件ございました。

ただし、砂利や土の未舗装が19件ある中で、8件が敷地の出入り口部分が未舗装、3件がセットバックなしであるため、御質問の不都合箇所については、8件となります。

舗装について内部で検討はしましたが、やはり町としましては、個人の土地である以上、町で舗装することはできないと判断し、補修などは行っておりません。

先ほども申し上げましたとおり、「相続問題」や「移転補償の高額物件」、「敷地分割」や「既存不適合」などにより、思うように用地買収は進んでおりません。

しかしながら、町としては、狭隘道路を解消し、生活環境の向上を図るため、地権者の協力を得ながら、今後とも用地買収を進めていく方針でございますので、議員各位におかれましても、御支援、御協力のほどをよろしくお願いをいたします。

次に、T P Pに関する質問です。

まず、1点目の御質問の零細農家の収入減に対し、町として独自の補助はできないかということですが、御質問のとおり、「政府は5年後をめどに米の生産調整「減反」を廃止し、減反に協力する農家に支給している一律補助金を、来年度から10アール当たり半額の7,500に引き下げ、減反廃止とともに終了させる。」との方針を決定いたしました。

それ以外に助成金を減額・終了することで、予想される不作付による遊休農地防止のために、水路・農道などの維持管理や環境保全のための共同活動に補助金を支払う制度も新設されると報道されております。

これらのことは、米生産に競争力を持ち込むことで、意欲ある農家の経営規模拡大を促す狙いがあると思われれます。そのことから考えますと、議員御指摘のとおり、零細農家にとっては、収入面で厳しい状況になることが予想されます。

しかしながら、現時点では、新聞紙上等で盛んに報道される「農政・政策転換」の詳細について、国から具体的に示されておりませんし、末端行政にまで届いていないのが現状であります。

したがって、当町独自の補助制度やほかの施策については、国・県から正式な政策方針などの説明を受け、さまざまな機関と協議を重ねた上で、検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問の認定農業者になるための厳しい基準を下げるべきではないかという質



問であります。当町の認定農業者制度については、平成6年度から始まり、約20年が経過しております。現在、認定農業者の数は94名でございます。

認定農業者の基準については、平成18年度に見直した「大刀洗町農業経営基盤強化基本構想」により、5年後の農業経営目標が、年間労働時間で、おおむね2,000時間、経営体の所得で520万を超えることとなっております。

当町が考える認定農業者としての位置づけは、「町の農業を担っていただく意欲ある農業者」としてありまして、現時点では、先ほど述べたような「基本構想」の基準を超えるべきものと考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、今度の政策転換の内容次第では、当町の農業のあり方や他産業所得との比較を行なった「基本構想」を見直すなど、十分な検討を行わなければならないものと考えております。

以上で、山田議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 再質問があれば。山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） 今回答をいただきましたけれども、済みません、2番目の2番に関しては、特別な説明もしないまま、町長のほうからは回答をいただきました。

まず、1番のほうから再質問させていただきますが、確かに町内のセットバック、今お聞きしましたように、さっきも言いますように10件は見させていただきました。

ところが、ほか約五十数件はあるのであろうと思ったんですが、なかなかさっきも言いますように、個人情報ということで教えられないということだったので、10件だけしか見てきてないんですが、先ほど町長の説明では、不都合箇所は8件ということで、それは結局どのような不都合で、あとどうしようもないのか。さっき言われましたように、敷地分割とか、いろんなやり方で、なかなか地権者、あるいは見識の方かもしれませんが、逃げるようなやり方をされている場合がよくあります。

あっこ新しいのができてるので、全面は、全部セットバックされてるのかなと思ったところが、実際はやってないと。なぜかという、敷地を分けられて、道路には2メートルしか接しないようにされてるとか、そういうやり方でやってあるところも確かにありました。

ですので、この辺を何らかの整備要綱の中で見直しはできないだろうかという、ただ、法律的には建築基準法という法律がありますので、なかなか条例なんかは下位の条例ですからできないかと思いますが、一応要望として、大刀洗の整備要綱は、ちょっと私はインターネットで見ただけで、具体的な整備要綱、よその近隣市町村は、小郡、朝倉、久留米、全部とったんですが、大刀洗はとってないので、どういう文言が書いてあるかわかりませんが、他市町村の後退道路用地に関する整備要綱を見ますと、北野町は、「後退道路用地として町へ無償提供することを原則す

る」と書いてあります。朝倉市、小郡市も同じような文言で書かれております。大刀洗町のそのような整備要綱を、私、ちょっと見てないんですが、積極的に無償提供することを原則とすると書いたらどうかと思いますが、その辺は、ちょっと町としてはどのように考えるんでしょうか。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 建設課の重松と申します。山田議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の不都合箇所8カ所の現況についてですけれども、現地確認を行った結果、セットバック、未舗装の部分がありまして、その中で8カ所が、山田議員の言われる不都合箇所というところがありました。

状況につきましては、セットバックをしている道路境界から10センチから50センチの間、下がってる部分に、ちょっと道路との間にすき間があいていると。そこが土砂、砂利敷きであったり、土敷きであったり、草が生えていたりするという箇所がありました。

あと、整備要綱につきましてですけれども、まずこの後退道路用地整備要綱につきましては、この上位法律である建築基準法に基づいて整備要綱を町独自として整備しておりまして、北野町が無償提供を行うと。多分小郡市も無償提供になってると思います。

大刀洗町が買い取りをするということで要綱を定めている理由としましては、個人の土地でもありますし、無償提供よりも買い取りのほうが、さらに広くセットバックの用地を買収できる、拡張できるという考えのもとに買い取りということでさせていただいておりますので、この無償で町に提供するという要綱よりも、買い取りのほうが、断然買収のほうは、拡張のほうはできているものと考えておりますから、このまま買い取りのほうで要綱はいかせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） はい、この件はわかりました。いや、私は、ちょっと大刀洗町の整備要綱をちょっと見てなくて、インターネットでよその市町村は全部要綱が載ってるので、それで確認したので、その中に、今言いますように、無償提供することを原則と書いてありまして、大刀洗が買い取りということであれば、それは結構です。そしたら、具体的にはどういうふうに書いてあるんですか、原則的に買い取りますというふうに書いてあるんですかね。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） ちょっとお待ちください。申し上げます。ちょっと朗読になりますけれども、後退道路用地整備要綱の第5条の中に「後退道路用地の買取り等」というのがございまして、第5条、「町長は、第2条に規定する後退道路用地の所有権を有する者から当該用地につい

て、売渡しの申出があった場合は、予算の範囲内において買い取るものとする。ただし、寄附による場合は、この限りではない。」という条文で書いております。

以上です。

○議長（長野 正明） 山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） そしたら、じゃ申し出がない場合は、自己管理用地として、そのまま管理されればいいんですか、自己は。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 一応条文では買い取りということで明記しておりますけども、基本的には、町のほうとしては、先ほど町長のほうから申し上げましたように、狭隘道路を拡幅するために積極的にセットバック用地を買収させていただいておりますので、条文では、このように買い取りの申し出があった場合には、予算の範囲内で買い取りということで明記しておりますが、なるべく積極的に担当者のほうが、建築確認申請が出て、セットバックが発生したところの地権者の方については、協議を進めて、なるべく買い取りさせていただく方向で協議を進めております。中には、本人さんは、地権者の方は売りたいくても、相続問題で相続ができないとか、もしくは先ほど言った敷地分割とか、いろんな場合でできない場合があります。

また、買収の方向でいっても、例えば石垣とか庭等で、移転補償費が高額になった場合についても、残念ながら断念せざるを得ない場合もありますので、町としてはなるべく広げる方向で協議を進めて回らせていただいているところであります。

以上です。

○議長（長野 正明） 山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） はい、その件についてはわかりました。できるだけ狭隘道路に関しても舗装、あるいはアスファルトできるようにお願いしたいと思います。これは地域の方から、こういう質問をしてくれということで、私も現地を見た限りでは、そこはセットバックされて、砂利敷き、草が生えていたので、それと見ただけではなかなかわからないんですが、狭い道路で、横にかなり草が生えてると。そこも、だからセットバックに該当するんじゃないかということで、地区の方は思っているんじゃないかと思います。

ただ、現実にはセットバックの区域ではないということだったんだろうと思います。

そしたら、セットバックに関しては、一応これで終わります。

じゃ次の2件目なんですが、国の政策でありますので、これはまた11月末にどのようにするということで決まったばかりで、まだまだ具体的な運用に関しては決まっておきませんので、なかなか難しい面があるかと思いますが、とにかくこの政策によって、果たして農業者、零細、あるいは小規模の農家の方が収入減になることは間違いないんじゃないかと思っております。

そこで、大体政府のこの政策は、農業集落、あるいは認定農業者、あるいは認定就業者に対してのいろんな融資、優遇措置がありますけれども、それに該当しない小さな農家の方は、なかなか規模を大きくしようにもなかなかできないということで、大刀洗町が決めております認定農業者としての認定を受けて規模拡大したいとか、そういう方がやはりあるわけですね。

ですから、今町長の回答がありましたその内容は私も一応資料を持ってますのでわかるんですが、2,000時間とか、あるいは520万ですか、そういう数値を言われると、なかなかそれを満たすためには、普通は大半の方が外れるんじゃないかと思うんですね。

ですから、この辺をもう少し下げることにはできないんだろうかと。年齢は今取り払われてるんですか、昔は65歳とか言ってあったけど、今70、あるいは年齢の制限はないのかもしれませんが、70過ぎても、やはりまだ頑張っってやりたいという方もいらっしゃいます。そういう方のためにも、認定農業者として認めないことには何もできないんじゃないかと思って、こういう質問をしているわけですが、これ以上の条件を下げるということはやはりできないんでしょうか、この件お尋ねします。

○議長（長野 正明） 矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） 産業課の矢野でございます。ただいまの山田議員さんの質問にお答えいたします。

町の方針といたしましては、町長の答弁にありましたように、現時点で認定農業者の基準を変えるというふうには考えておりません。というのが、やはり町の農業を担っていただく、そういった方を認定農業者として位置づけしておりますから、例えば5ヘクタールとか、5ヘクタールよりも超えた、認定農業者に届かないような方、この方はもちろん、そういう方につきましては、やはり、農業経営を10ヘクタール、あるいは15ヘクタールとか伸ばしていただく、あるいは農業の米、麦、大豆から、野菜を一部取り入れられて、その経営を一部変えていただいて、皆さんの見本になるような農業をしていただくというふうに考えておりますから、今のところは考えておりません。

ただ、山田議員さんがおっしゃるように、意欲ある、例えば5ヘクタールであるとか6ヘクタールの農家の方を、じゃどういふふうに着ていくかというふうな問題が出るというふうに思いますが、これは認定農業者というわけじゃなくて、別な、何ですか、補助というか、もう少し意欲ができるような何か施策ができれば、そういうふうにもまた見直して進めていきたいというふうに思います。

ですから、ちょっと検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） 気持ちはわかるんですが、具体的にはなかなか15ヘクタールとか、土地利用型の場合に15ヘクタールを耕作するために利用権設定、あるいは買って、買収して面積を広げるということはなかなか現実には難しいんじゃないかと思うんですよね。

ですから、確かに野菜をつくって520万という数値は満たせるようなことはできるかと思いますが、一般的には土地利用型の方が多いわけですね。米、麦、大豆、そういうものをつくられてる方で、70過ぎて意欲ある方もいらっしゃるわけですね。だから、そういう方を救う道はないんだろうかということでお尋ねしてるわけです。

ですから、野菜とかつくれば、5ヘクタールぐらいでもいいんだというのであれば、その辺は満たせるかもしれませんが、その辺はお聞きしながら、どうしたほうがいいかは実際のことで、私もわかりません。

ですから、そういう方は農業委員会のほうで、産業課のほうでアドバイスをさせていただいて、こうしたらいんじゃないかということを示していただきたいと思います。

○議長（長野 正明） 矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） いろんなパターンがあるというふうに思いますから、その辺を示して、参考にさせていただくようにはしたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（長野 正明） よろしいですかね。山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） 最後に、お願いですけれども、安倍総理じゃありませんが、美しい日本、美しい大刀洗を維持していくためには農業者の、零細農業者も含めた努力があつての今だと思いますので、こういうやる気のある農業者があれば認定させていただいて、国のいろんな政策がありますが、その中で、少しでも農業をやっていけるような、そういう政策をぜひやっていただきたいと。農家の皆さんは大体農地に愛着が当然ありますし、勝手には手放さないというふうに思われます。

それで、このような零細農家でやってきてる皆さんの住んでよかったと思われるような大刀洗町にするためには、やはり農業政策に対しては、ぜひ町長の今後の意欲をお願いして、終わりたいと思います。

○議長（長野 正明） これで、山田議員の一般質問を終わります。

---

○議長（長野 正明） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会といたします。

散会 午後2時27分

---